

令和4年第7回野洲市議会定例会会議録

招集年月日	令和4年12月7日							
招集場所	野洲市役所議場							
応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介						
	3番 山本 剛	4番 石川 恵美						
	5番 村田 弘行	6番 木下 伸一						
	7番 津村 俊二	8番 益川 敦智						
	9番 東郷 克己	10番 山崎 敦志						
	11番 服部 嘉雄	12番 奥山文市郎						
	13番 山崎 有子	14番 橋 俊明						
	15番 岩井智恵子	16番 鈴木 市朗						
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏						
不応招議員	なし							
出席議員	応招議員に同じ							
欠席議員	なし							

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聰
政策調整部長	赤坂 悅男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志
市立野洲病院事務部長	武内 了惠	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	吉川 武克	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
広報秘書課長	江口 智紀	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	井上 直樹	書記	辻川 真

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、昨日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

（日程第1）

○議長（荒川泰宏君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第4番、石川恵美議員、第5番、村田弘行議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（荒川泰宏君）日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。発言順位は、昨日に引き続き一般質問一覧表のとおりであります。

順次、発言を許します。

なお、質問に当たっては簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第5号、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君）おはようございます。第7番、津村俊二でございます。今回、4項目にわたって質問させていただきます。

まず初めに、学校等におけるてんかん発作時の口腔用液プロラムの投与について伺います。

てんかんは発作を繰り返す脳の病気で、年齢、性別、人種の関係なく発病すると言われております。

世界保健機構WHOでは、てんかんは脳の慢性疾患で、脳の神経細胞ニューロンに突然発生する激しい電気的な興奮により繰り返す発作を特徴として、それに様々な臨床症状や検査での異常が伴う病気と定義されております。

てんかんは、乳幼児期から老年期までに幅広く見られ、人口100人のうち0.5から1人が発症すると言われております。発病年齢は3歳以下が最も多く、成人になると減るそうです。

この小児てんかんの患者さん一部は、成人になる前に治ることがあります、ほとんどは治療を継続することが多いとのことです。

てんかんは、児童生徒が学校内で実際にてんかん発作が起こった場合は、30分以内に発作抑えなければ、脳に重い障害を残す可能性があると言われております。てんかんの持病を持つ児童を学校内でそのような最悪な状態にさせないために、発作が発症した場合は、迅速な抑える薬の投与が必要です。

このてんかん発作に対して、このたび口腔用の液薬ブコラムが薬事承認され、令和4年7月19日付で内閣府、文部科学省及び厚生労働省、関係各部署などの関係各省庁事務連絡において、「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液ブコラムの投与について」が発出されました。

文部科学省では、学校などで児童生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員らが迅速に鎮静させるための治療薬ブコラム口腔用液を投与できることを関係者に知らせる事務連絡を発出し、周知を呼びかけています。

一方で、事務連絡は教職員らのブコラム投与について、緊急やむを得ない措置として医師法に違反しない旨を通知し、その上で、使用条件として保護者が学校などに対し、医師による留意事項を記した書面を渡して説明することなどが掲げられており、学校側の協力がなければ、現場で投与することは不可能です。

そこで伺います。

文部科学省からの児童生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員らが迅速に鎮静させるための治療薬ブコラム口腔用液を投与できるとの事務連絡について、各学校にどのように伝達されているのか伺います。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、津村議員のてんかん発作時の口腔用液ブコラムについてのご質問のうち、第1点目の文部科学省の通知の学校伝達についてお答えをいたします。

文部科学省から7月19日付の事務連絡につきましては、すぐにその通知文を全校に配布、周知いたしております。また、8月の養護教諭部会、これは各学校の養護教諭全員を集めた会議なんですけども、そこでも学校教育課の担当教員、専門員から、この通知について直接説明をしております。

なお、各校の対象者の有無を確認しましたが、現在のところ、このブコラム投与を指示された児童生徒はおりません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

使用されてないということですけれども、そういった児童生徒さんがおられるということはあるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） てんかん発作を持つといいますか、その児童生徒は各学校におりますし、担任とか養護教諭は全て把握をしているつもりでございます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。

医薬品会社から、簡単なこういう使い方のガイドブックとかが出ていますけども、このような資料も活用されているんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 私はそれは見たことないんですが、活用まで至っているかどうか、ちょっとまだ新しいところなんで分かりません。養護教諭のほうで取り寄せて、また通知をしたいというふうに思っています。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） これは武田薬品工業株式会社の資料なんんですけども、大体分かりやすく絵を描いて、5分間けいれんしているとか、そういうどこのタイミングで投与するというところが詳しく、分かりやすく、そのブコラムはどういうブコラムがあるとか、いろいろ書いてありますので、またぜひ、実際に万が一というか起きる可能性はゼロではあ

りませんので、また認識を深めていただきて、実際に起きた場合に対応していただきたいというふうに思います。

次の質問ですけども、ブコラム投与の医師からの書面指示について、この専門的な医師の指示に対して、保護者と連携し、適切に対処するための職員への研修や、児童生徒の医療的情報の遺漏防止対策など、学校側がブコラム投与に適切に対応できる体制の整備が必要であると思いますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　それでは、2点目の学校のブコラム投与体制の整備についてお答えをいたします。

この体制の整備につきましては、まずは当該児童生徒の保護者さんと丁寧に面談をして、その主治医さんの書面指示に基づいて確認などを行っていきます。そして、保護者さんの同意のもと、直接主治医から指導助言をいただいたり、あるいは相談するなどして、連携して対応できるように整えていきたいというふうに考えています。

また、養護教諭や学級担任がいないときの緊急対応としまして、今アレルギーのエピペンをずっと預かったりしている、多くの学校でそれを預かっています。これは、この子につきましては、毎年4月初めに新転任とか教職員の異動がありますので、誰がエピペンを持っているのか、誰に投与するかということを全員で共通理解をするそういう研修があるんですけども、そういう場と同じように、このブコラムについても全員で研修を図って、誰でもが対応できるようにしていきたいというふうに考えています。

また、一方、医療情報の流出防止対策としましては、データで管理する個人情報は校務内でのみ使用が可能なサーバーを使っています。また、個別の管理マニュアルというのがあるんですけども、それはすぐに取り出して対応する必要があるために、適切な場所で各学校で厳重に保管をしているという状況です。これは、先ほどのエピペンと同じように対応していきたいというふうに思っています。

いずれにしましても、子どもたちの命に関わる重要な情報がいろいろあるので、保護者さんの了解のもと、校内で共有していますけども、今一度、教職員の守秘義務というんですか、そこについても併せて周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　津村議員。

○7番（津村俊二君）　ありがとうございます。本当に起きてからでは遅いというか、ま

た、その口腔用液を使えば症状が軽く済むというか、後々に重い障がいを持たないとか、そういうことがありますので、ぜひともまた、起こらないというのがベストですけども、起きてしまっても対応できるように、またしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、患者の多くは適切な治療により、ごく当たり前の日常生活を送っております。だが、いまだ誤解や偏見が根強く、学校生活や就職などで必要以上の制限を受けることが少なくありません。

東北大学大学院医学系研究科の神一敬准教授が疾患別の交通事故、2013年から19年の原因は、心臓疾患が最多の15%、次いで脳内出血など脳疾患が13%との統計を紹介しております。てんかんが原因の事故は統計上多くないものの、事故の際、他の病と異なり病名が強調して報道されがちだと指摘しております。その上で、免許の再取得、更新や返納に際し、患者への情報提供と専門医がアドバイスできる体制の充実を訴えられました。

同科の大沢伸一郎助教授は、ビデオ脳波モニタリングの普及で診断精度が上がり、治療法も心臓ペースメーカーに似た電気刺激装置を植え込む迷走神経刺激療法や、外科手術が進歩していることを説明し、てんかん医療は日進月歩、数年前治らなかつた症例が治療できる場合もあります。主治医と相談してほしいと述べられております。

また、修学旅行の参加を断られた、プールで皆と違う色の帽子を着用させられたといった児童生徒の患者の声を紹介しております。

東北大学病院小児科に勤務する植松准教授は、外来受診の際、子どもや保護者が希望すれば教員に同席してもらい理解を求めていると述べ、学校現場での知識の普及が強く求められました。

同病院てんかん科の藤川真由助教授は、国立研究開発法人が2018年、19年の両年に企業を対象に実施したてんかんと雇用の調査結果を紹介し、68.5%の企業がてんかん患者を雇用したことがない現状を指摘、医療現場と職場の連携が重要だと。企業でも発作時対応への環境整備が進められればと強調しております。

同病院の中里信和てんかんセンター長は、てんかんを公表する患者は少なく孤立しがちだと、告知しやすい社会を目指し、さらなる啓発活動を続けるとしております。

日本てんかん協会東北ブロック松崎幸司副理事は、東日本大震災のとき偏見を恐れて避難所に行けず、苦労した患者が多くいたと述懐されております。市民に理解が広がり、共

生できる社会にと望んだとあります。

私も9月に市民相談を、50代の男性の方と市民相談の最中に、ある店で相談を受けていました。7時半ぐらいでした。話している最中に、私も初めてのことでびっくりしたんですけど、話している最中に、突然あっと言つてそのまま両手がしびれて、両足しびれて、背もたれのある椅子なんんですけど、倒れそうになったんですよ。私は思わず抱えて、そのまま床に寝かせたんです。そうしましたら、泡を少し吹きかけたんですよ。いや、これはてんかんかなと、私も分からなかつたんですけども、幸いにもその場に医療従事者と看護師さんが居合わせたんですね。すみません、ちょっと脈を見ますとか、気道を確保してくださいとか、私はすぐに救急車、AEDありませんかと言つたらありませんと言われて、救急車。何々さん、何々さんと肩をとんとんとんたいても何も返事がなく、もう震えているんです、全身が。両手両足が震えて、いやあ、困ったと。とにかく救急車って、もしかしたら、そのまま息を引き取るんじゃないかと私もびっくりして、でも看護師さんがちゃんと心臓動いていますとか言って、そうこうしているうちに救急車が来て、栗東の済生会まで運んでいただいて、その方は身寄りがなくて、独身で一人住まいで、私もずっと何十年来関わらせていただいている方でしたので、すみませんけど病院までついてきてくださいと言われて、結局開放されたというか、入院というふうになつたんですけども、11時ぐらいに私も引き上げることになつたんですけども、その後は入院していただいて、ただ、そういう私もこのブコラムとか当然持ち合わせているわけでもないし、そういうことが起きるというふうに思つて、やっぱり、もしそういうブコラムがあつて投与できたらなと思ったんですけど、まさか身近に、私もその方がてんかんを、それがてんかんと言えるかどうか、ちょっと医学的には何とも言えないんですけども、ただそういうことが起きて、本当にしこの方が家で、自分の自宅で起きていたら、きっとそのままというか、本当に大変な事態になつたのではないかなというふうにも思いました。

そこで、やっぱり私はそういうことがあるということも、てんかんということをしっかり周知をしていく必要があるかなというふうに思つたので、また次の質問なんですが、本市におけるこのてんかんについての見解と啓発についての、どのように実施されているのか伺います。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、津村議員の3点目、てんかんに関する3点目のご質問にお答えをいたします。

まず、てんかんに関する本市の見解でございますけれども、てんかんは津村議員が冒頭でご説明をされましたように、乳幼児期から高齢者まで全ての年代で発病いたします。最近では人口の高齢化に伴いまして、脳血管障害などが原因で発病する方が増えているということです。

てんかんには多様な発作があるため、ただいま津村議員もご説明いただきましたけれども、そういった急激な発作だけではなくて多様な発作がありまして、できる限り早い段階で医療機関を受診し、内服治療や外科治療などによりまして、てんかん発作のコントロールを進める、こういったことが大切と考えております。

また、てんかんをお持ちの方は、いつ発作が起こるか分からないことへの不安と緊張で、そういった中で生活をしていらっしゃるということを忘れてはならないというふうに思っております。

野洲市では、定期的な受診や内服などに対しまして、自立支援医療の一つである精神通院医療による医療費助成の紹介、あるいは受付、ご家族やご本人の心身の相談支援等を行っているところです。

また、てんかん発作を主とする疾患の中には難病に指定されているものもあるため、状況に応じて保健所や関係機関などと情報を共有して支援を行っているところでございます。

一方、啓発に関してですけれども、てんかんに関しては正しく理解をしていただくため、各種の団体が例えば毎年10月はてんかん月間、それから毎年2月の第2月曜日、これは世界てんかんの日、また毎年3月26日をパープルデーというふうに位置づけをいたしまして、各種の啓発活動を展開しておられます。

また、外見からは分からなくても、援助や配慮が必要な方についてはヘルプマークを利用されている方、8月議会で木下議員からもご質問いただきましたけれども、ヘルプマークを使用されている方もおられることから、本庁や健康福祉センター等の各施設におきましてヘルプマークについてのポスターを掲示するなど、理解の促進や周知啓発に努め、周囲の方に配慮や思いやりのある行動を促しているところです。

今後、野洲市におきましても、てんかんをお持ちの方に対する周囲の理解が進むように、広報紙等を活用して、さらに啓発を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。ちょっと精神に障害がいをお持ちであった

ので、私も30年以上その方と関わりを持たせていただいて、まさか起きるとも思ってなかっただし、またそういうことが起きていたということも聞いてなかったので、本当にとつさの出来事でびっくりしたんですけども、やっぱりそういう認識がなければ対応も不十分になってしまいますので、また実際におられるということですので、しっかりと市民の方にも周知また啓発をしていただいて、一人でもやっぱり取り残さないという、命に関わることですので、対応をまたしっかりと進めさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、次の項目の質問に移ります。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用についてであります。

厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、介護施設等における防災減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る換気設備の設置等について補助する事業であります。補助率は国が2分の1、自治体が4分の1となっており、事業者4分の1、事前に地元の各施設等に対して計画等について調査をし、その調査結果に基づき予算の用意をする必要があります。補助事業を実施する場合には、県宛てに協議書を提出いただくことになります。実施については、県の審査及び厚生労働省による判断により、交付の可否や交付額が決定します。年々激甚化、頻発化する自然災害や感染症等から、施設を利用している高齢者等を守るための取り組みを後押しすることは大変重要であり、事業者のニーズを掌握しながら、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を積極的に活用すべきと考えます。

そこで、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の積極的な活用に向けて事業者のニーズ調査が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、津村議員の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用についての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

今申しました地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用につきましては、毎年年度初めの5月に、また追加がある場合につきましてはその都度、今年度ですと、この11月に県のほうから活用についての協議の通知、希望調査があります。

これを受けまして、市としましては、その都度地域密着型サービス事業所の管理者宛て

に情報提供を行いまして、交付金が必要かどうかという希望調査をしているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

この施設なんですけれども、例えばグループホームであったりデイサービス、通いのデイサービスであったり、民家を利用して事業されている事業所さんもあります。もちろん特養もそうですけども、そういった私が心配しているのは、民家を利用してデイサービスを行っている箇所等、泊りのグループホームであったら、もちろんその施設も民家を利用してされている施設があると思うんですけど、そういったところに、なかなかスプリンクラーとかそういうのをつけるとなると、かなり高額な費用が発生すると思うんです。そういうところを、ただ、かといってつけないというのは、やっぱり不安要素が残りますので、そういったところは網羅というか、市としてここは指摘事項というか、アドバイスとかいいうのはされているんでしょうかね、その施設に対して、ここはつけたほうがいいですよとか、この交付金事業を活用されたらどうですかというそういったアドバイスというのは、各事業者さんに、そういった懸念があると思われる施設さんについては、そういうことというのはされているんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 議員ご指摘の、泊りのある施設につきましては、消防法の規定でスプリンクラーというのを必ず設置をする必要がある。デイサービス、通いの場合につきましても、市指定ですので、その指定をする際に実地調査に行った場合に、そういったことについて、あればそういった指導といいますか、させていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 分かりました。

次の質問なんんですけども、地域の施設利用者の安全と安心のためにも必要な予算を確保して、積極的に地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を活用すべきと考えますけども、ちょっとお答えダブルかもわからせんが見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、津村議員2点目のご質問にお答えさせていただきます。

今ご質問いただいている地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、高齢者施設等の防災減災対策及び、また新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進することを目的とした交付金でございますので、この交付金の活用による施設等の整備は、防災、感染防止の体制強化にもつながることから、交付金の積極的に活用いただけるよう、地域密着サービス事業者に適宜情報提供を行っているところです。

ただ、議員質問の中でもおっしゃっていただいているように、事業者の負担が4分の1ということで資金が要るということもございますが、なかなか手が挙がってこない現状でございますけれども、積極的に活用いただけるように、適宜情報提供については行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

私も介護のそういうヘルパーとして、入浴介助等をさせていただいているんですけども、やっぱりこの時期、これからまたますます寒くなってくる時期でもあります。冷暖房、暖房ですね、ヒートショックのおそれもありますので、やっぱりお風呂から上がって、温度差がかなり急激であれば血圧が急変したりしますので、その辺のデイサービスであつたら、お風呂入られる方もいらっしゃいます。入浴されて、実際に暖房が効いてなかつたら、お風呂から上がって寒い部屋に行くとかなると、そういうヒートショックの可能性、本当に命に関わる現場になりかねないので、やっぱりそういうところをまた、そういう施設の点検みたいなことというのは市としては実施されているんでしょうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 議員おっしゃっていただいているようなそういった観点での点検というのは、なかなかちょっと回ることできませんけれども、指定更新の際には、コロナで行けてなくて書面になっていたこともあるんですが、最近は実地調査ということで施設のほうへ調査行かせていただいているので、その折にそういった気がつくというか、不備があれば、その都度指導のほうはさせていただいているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。本当に施設でそういう方が、ちょっとそういう設備があれば助けられた命が助からなかつたということがないように、またしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

それでは次の項目の質間に移ります。発達性読み書き障害、ディスレクシアについて伺います。

発達性読み書き障害であるディスレクシアは、学習障害の1つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないが、文字の読み書きに限定した困難さがあり、そのことによって学業不振が現れたり、二次的な学校不適応などが生じたりすることがあります。知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことをいいます。

主な特性は以下のとおりであります。通常の読み書きの練習をしても、音読や書字の習得が困難、音読ができたとしても読むスピードが遅い、漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため文字が書けない、またはよく間違える、文字を書くことはできるが、その文字の形を思い出すまでに時間がかかるため、文章を書くのに非常に時間がかかる。

ディスレクシアは、日本の小学生の約7%から8%存在すると言われております。したがって、読み書きを苦手とする児童はクラスに平均2人から3人いると見られます。

ディスレクシアは、周りの人が理解し、適切なサポートをすることで困難さを軽減することもできるとされております。

そこで、公立小学校においてディスレクシアの疑いがある児童生徒をどの程度把握されているのでしょうか。また、ディスレクシアの疑いのある児童生徒を早期に発見できるように取り組むことも必要と考えます。現在学校現場ではどのような検査が行われているのかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、津村議員の3つ目のご質問、発達性読み書き障害、ディスクレシアというふうにいいますが、このことについてのご質問の1点目、早期発見についてお答えをいたします。

今年度、小中学生合わせて4,314人の子どもたちを預かっています。そのうち、通常学級にいる子どもたちが約4,000人です。この児童生徒のうち、発達障害による特別な教育的支援が必要な子の割合は、ディスクレシアとか他にADHDとか、LDとかいろいろな自閉症とかいろんな障がいがあるんですが、そういうなんを含めた数ですが、本市

の小学生で 16.3%、中学生で 9.8% という状況でございます。この中には、読み書き障がいの子どもたちも含まれています。何% という数字は検査をしていないんで分からぬんですが、学校で読み書き障がいに関する検査、正式な検査というのは行っていませんので、日常的に子どもたちに読み書きに困り感がないかということを、担任とか教科で教える先生が行きますと大体分かりますので、それでほぼ把握はできているというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

検査というのは非常に難しいと思うんですけども、実際におられるということで、聞くところによると、この滋賀県ではディスレクシアを診断できる医療機関がほとんどないといいます。有名なところで大阪医科大学 LD センターがありますが、予約待ちが大変長く、混んでいるとも聞きます。それでも滋賀県からこの大阪医科大学 LD センターに診断をもらいに行ったり、通院したりするとお聞きします。滋賀県では、子どもがディスレクシアという診断を受けるという最初のステップに課題がありそうです。

ディスレクシアに対する支援は、診断の有無を重視されているのでしょうか、それとも学校現場による検査でディスレクシアの疑いとなった場合は、合理的配慮を実施されているのか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、2点目の合理的配慮についてお答えをいたします。

学校では、今議員お話のように、診断をもらった子というのはほとんどおりませんので、そういう診断の有無に関係なく支援を行っています。また、検査も先ほど申しましたようにそんな専門的な検査もできませんので、日常の学習活動に合わせて、その困り感に合わせて担任もしくは教科担当の教員が支援をしているという状況で、子どもに合わせて合理的配慮を行っているという状況でございます。

また、非常にその特性が強い子につきましては、各学校に通級指導教室というのがございます。1週間に1時間ほど、どこかの時間に通級指導教室、別の部屋があるんですが、そこで担当の教員と読み書きについての学習をするというのか、訓練をしていくというふうなこともやっておりますので、そういうことで、いろんな合理的配慮をしながら教育活動を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。検査はないけれども、ちゃんと把握はされているという理解で認識いたしました。

いろいろ個人差があるというふうに思います。

ディスレクシアは家庭や地域、学校それぞれでできるサポートというのが考えられます。例えば学校においては黒板をノートに書き写す代わりにタブレットで写真を撮る、あるいはタブレット端末に文書を入力するということも障がいの軽減につながります。また、宿題の提出をタブレット端末で提出することや、教科書についてもデジタル教科書のルビ振り機能や音声読み上げの機能を活用することも効果的と考えます。

障がいの困難さを軽減するため、学校現場において、このタブレット端末の活用やデジタル教科書を効果的に活用できるよう、教育委員会からの後押しが必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、3つ目の教育委員会の後押しについてお答えをいたします。

児童生徒に必要な合理的配慮につきましては、本人とそれから保護者さん、それから学校が一緒に具体策を考えることになっています。

議員お話しのように、学校では、例えば小学生ですと書くのが難しい子どもさんにつきましては、先生が書いた板書をタブレットで撮影して、それを印刷してノートに貼る。あるいは中学校だと、それを家に持ち帰って、そのタブレットから今度はノートに家で自分で写すとか、書くことによって学習になりますので、そういうことをしたり、あるいはプリントやノートを使わずに、タブレットを使ってキーボード入力して学習を進めるとか、こういう子どもさんの状況に合わせた配慮をしながら、学習活動を進めているところでございます。

それから、当該指導生徒はもちろんですが、様々な、こういうディスクレシアだけではなくに、他の課題も持った子もおりますので、全ての子どもたちが安心して学習活動、学校生活を送っていくように、そういう環境としましては、教育委員会は今言いましたＩＣＴの活用の助言、ＩＣＴ支援員さんというのを各校巡回してもらったりしていますので、そういう助言を、サポートをもとに進めていくとか、あるいは市費で教育支援員というの

を本市では結構たくさん配置をしていますので、かなり状況の厳しい子どもさんのいるクラスについては、そういう支援員さんを重点的に巡回していただいてサポートをしていただくななど、こういうことを教育委員会としては後押しというふうな形でさせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。タブレットを有効活用されているということを認識いたしました。

それでは、次の学校現場でディスレクシアが発見された場合、保護者との連携を十分に図ることは重要であります。教育現場のみならず、専門医の助言を必要とする場合もあり、医療機関との連携をスムーズに行うことや、早期療育につなげる必要性もあると考えます。野洲市における学校現場と医療機関との連携について伺います。

また、発達障害については保護者の理解が欠かせません。また、合理的配慮への理解を他の生徒児童や保護者に周知することも必要であります。特別扱いしているとの誤解から、いじめなどにつながることを恐れ、合理的配慮を受け入れられないことを防ぐ必要があります。まずは、保護者等を対象に発達性ディスレクシアに関する分かりやすいリーフレットを作成し、学習会や講演会を実施し、発達性ディスレクシアへの理解を促す必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） これは4点目、5点目合わせてでよろしいですか。

それでは、まず1つ目は、医療機関との連携についてお答えしたいと思いますが、これにつきましては、必ず保護者さんの了解のもとで教員が同席するなどして、医療機関と学校が情報共有を行っています。また、学校では医療機関の意見を参考にしながら、当該児童生徒の学習面、あるいは学校生活に対する具体的なサポート体制、支援体制を考えていかなければいけないというふうになっておりますので、それを基にしてサポートをしております。

また、啓発の部分ですが、一番は、その子どもの保護者さんの理解というのが一番、各学校で困っているのはその部分があります。これはディスクレシアではないんですけども、他の発達障害ですね、そのことが保護者さんが十分理解されない中で、一方的に押しつけをされたりとかいう部分で、本人が困り感が増大していくというふうなこともあります。

ますので、保護者さんへの啓発という部分は本当に各学校というか、それは別に学校だけではないんですが、市民の発達障害の理解という部分では、非常に大きいのかなというふうに思っております。

議員お話の、そのリーフレットとかそういうなんにつきましては、県がこういう発達障害全般のを作っております。これは読み書き計算が苦手というディスクレシアというふうな部分に関わる子のこと、それから対人関係が苦手な子、あるいはこだわりが強い、あるいは不注意、多動性、衝動性があるとか、こういうのは全て発達障害というんですけども、こういうことについて丁寧に書いた、分かりやすく書いたリーフレットがありますので、市でこういうのを作ることよりも、県のこれを活用しながら啓発に努めていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、発達障害の中のディスクレシアというのは、本人が一番困ることですで、いかにサポートを丁寧にやっていくかということが大きいと思いますので、今後ともそこは本人に、児童生徒にしっかりと寄り添いながら支援を続けていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。4点目、5点目一緒にお答えいただいて、ありがとうございます。

今教育長おっしゃったように、学校での振る舞いというか、状況というか、学校での過ごし方とご自宅での過ごし方、地域はあまりそう関わるというか、ないと思うんですけど、そういう差が発生していると思うんですけども、学校では問題なくとも、おうちで問題があったり、逆のパターンも、おうちでは問題なかっても学校で問題があったり、そういう場合は、いわゆるケース会議みたいな、その子に応じたどういった対応が望ましいかどうかと、そういうケース会議みたいなのはされているんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 特に、学校では校内委員会というのがありますて、こういう困り事を持った子に対してどういうふうにサポートをしていったらええんかというのは、それぞれ担当者がおります。支援学級の専門家とか、それから最近たくさん配置をしましたスクールソーシャルワーカーとか、これは家庭との絡みもありますので、こういう人たち、それから管理職、それから教育相談担当とか、何人かでチームを組んでいますので、そこ

でこの子についてどうなんかということは、ケース会議という、検討会議というのを必ず設けて、その中の結論を得て、集団で、校内で集団で協議をして、それでも不十分であれば外部の専門家さんにも相談をするとかして、保護者さんにも丁寧に伝えていくということで丁寧な支援を続けていくというふうに、そういうシステムを持っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君）　津村議員。

○7番（津村俊二君）　ありがとうございます。本当にその子がもちろんそういうことでいじめにつながらないとか、そういった本当にそういう最悪の事態にならないようにしっかりと守るというか、そういう対応を、一人も漏れなくそういう発達障害、ディスレクシアに限らず、教育長おっしゃったように成長というか、育てていけるように、また取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、最後の項目の質問に移ります。出産・子育て応援交付金事業についてであります。

この事業の目的は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくない。全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備が喫緊の課題であります。

こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設するとあります。市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や、特にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産、育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦に対し、出産育児関連用品の購入費助成や、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援、計10万円相当を一体として実施する事業を支援する 있습니다。本市においても既に取り組まれていることもあると思いますが、改めてこの交付金事業についての見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　それでは、津村議員の出産・子育て応援交付金事業についての1点目のご質問にお答えをいたします。

出産・子育て応援交付金につきましては、伴走型応援支援と経済支援を一体的に実施す

るものでございまして、妊娠期及び産後の夫婦を対象に、保健師等による面談の実施や、妊娠届出時と出産届出時にそれぞれ5万円の経済的支援の実施が予定をされているところです。ただ、国からの実施要項等の発出が12月の中旬の予定となっておりまして、まだ詳細の部分は分からぬという状況です。そのため、補正予算をどの段階で計上していくか、あるいはどういった体制で推進するかという検討は行なっておりますけれども、まだ市として具体的な取り組みには至ってない状況です。詳細が分かり次第、また対応していくたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

11月18日、先月ですね、厚生労働省から出産・子育て応援交付金事業の概要が出ております。こちらのほうはご存じであると思いますけども、確かに本当にゼロ歳から2歳というのは、私も大阪に娘がいまして、1歳2か月の赤ちゃんがいまして、事情があつてというか、お父さん1日面倒見てもらえんかということで行きまして、約12時間ミルク飲ませたり離乳食食べさせたり、大変な重労働というか、結構、人様の子じやない自分の孫になるんですけど、泣いたり笑ったり、笑うのはいいんですけども、泣いたら、その泣くのを止めるのに苦労したんですけども、そういったよく育児ノイローゼになるというか、ちょっと私が見たぐらいで非常に心身共に疲れたんですけども、そういったやっぱり負担を軽くするようなそういう伴走型の支援というか、やっていただきたいというふうに思います。

1つだけ、里帰り出産の場合のそういう体制というか、対応というか、そういうことの相談体制というのはできているんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 里帰り出産についてなんですかけれども、必要に応じて、それぞれ里帰りをされている地元の市町での相談支援というものは可能かと思います。

あと、出産後の対応になりますけれども、例えば乳幼児の予防接種等については、里帰りをされた先で予防接種を受けられても、野洲市にお住まいの方であれば、一定補助ができるような体制とかを整えるようにはさせていただいております。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。いろんなケース・バイ・ケースがあると

思うんですけども、また漏れのないように、また申告というか、申告されたらいいんですけども、申請等がなければなかなか見つかりにくいというか、把握できにくい部分もありますので、その辺はちょっと注意していかなければならないというふうに思います。

最後の質問ですけども、産前産後において、この伴走型相談支援を実施されているのか事前にお聞かせいただきました。ご協力ありがとうございました。

そこで、もう少し詳しくお尋ねいたします。

妊婦全員面談、妊婦届出時にアンケート、産前産後のサポート事業を実施されておられます、それぞれどのような取り組みを実施されているのかを具体的に伺います。

○議長（荒川泰宏君）　吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君）　それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の出産・子育て応援交付金で想定をされております伴走型支援については、本市では既にほぼ対応できているのかなというふうに認識をしております。

まず、現在母子健康手帳の交付の際には、全ての妊婦に対しまして、保健師か助産師が面談をさせていただいております。そして、情報把握のためにアンケートを実施いたしまして、予想外の妊娠、あるいは若年または高齢での出産、うつなどの既往、支援者の有無などの聞き取りを行いまして、スクリーニングすることで、支援の必要性が高いハイリスクの妊婦というのを把握させていただいております。

支援が必要な妊婦に対しましては支援プランを作成いたしまして、出産準備教室や健康相談につなぐための電話支援、あるいは家庭訪問等を行っております。

産後におきましても、母の健康状態と新生児の育児支援等のために家庭訪問を行っておりまして、産後ケア事業や子育て支援など、必要な情報の提供とサービス等の案内を行っております。また、その際には各地区に担当保健師を配置いたしまして、同じ職員が一貫して相談を受け、産前産後に伴走できるように配慮しているところです。

なお、産前産後共に産科医療機関とは連携を図っております、育児不安の早期発見あるいは早期支援にも努めているところでございます。

この他にも、こういった個人に対するきめ細やかなサービスの質が市として維持ができますように、地域医療あり方検討会の母子保健部会というのがあるんですけれども、ここにおきまして、妊産婦のための母子保健推進を目的とした意見交換と事例検討等を産科の医師、地域を知る助産師、あるいは学識経験者等の関係者とともに行っているところでござ

ざいます。

今後も関係機関が連携した支援体制を維持しながら、妊産婦や保護者等が健やかに安心して子育てできる支援を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 様々な取り組みをしていただいて、ありがとうございます。

私も市民の方から相談があって、いわゆる実の母親がネグレクト、育児放棄をされて、おばあちゃんが見ているという形で相談を受けたんですけども、本当にまた一からというか、そういう子育てをしなければならないという事態に陥っているということでいろいろ相談を受けて、市ほうにもつなげて対応していただきました。そういういろんなケースがありますので、また本当に一人も残さず、子どもたちにそういう害というか、そういう子どもたちがすくすく育てられるようなそういう体制を整えていただきたいというふうに思います。

それでは、質問終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第6号、第4番、石川恵美議員。

○4番（石川恵美君） それでは、第4番、創政会、石川恵美、一般質問をさせていただきます。今回は靈感商法について質問をさせていただきます。

昨今、マスコミにより報道されているような宗教団体による過剰な寄付や多額の献金を求める行為についてですが、これは宗教の問題ではなく、悪質なものによる消費者行政での課題として扱うべきだと考えます。

そこで、質問をさせていただきます。

問1番目、野洲市においては、そのような被害についての相談等はありましたでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 石川議員の1点目の質問についてお答えさせていただきます。

野洲市消費者生活センターの相談につきましては、国民生活センターの全国消費生活情報ネットワークシステム、通称パイオネットを活用し、相談内容の記録を蓄積し、消費者行政に役立てております。この中で、相談記録はパイオネットのキーワード分類に準じて行っておりますが、現時点においてはパイオネットでは靈感商法というキーワード分類はなく、開運商法のキーワード分類の中に含まれます。その開運商法、いわゆる靈感商法も

含みますが、に分類される相談件数は過去10年間、平成24年4月から令和4年11月末現在で17件でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） 再質問をさせていただきます。

開運商法と靈感商法は同じようなものなのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、再質問についてお答えさせていただきます。

この2つにつきましては、開運商法のキーワード分類の中に靈感商法が含まれます。過去に受けた相談内容が、その中の靈感商法に関するものか否かは個別の相談内容を精査確認する必要がございますが、微妙な内容もあり、必ずしも特定できるものではございません。

また、消費者庁及び国民生活センターに確認しましたところ、開運商法や靈感商法の定義は特になく、相談内容を確認し、それにより開運商法の分類に含めております。そして、消費者庁及び国民生活センターでは、統計上は開運商法（いわゆる靈感商法）の言い方をされている状況であることから、この2つの区分けは大変難しい部分がございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） それでは、再々質問をさせていただきます。

では、実際にあったかどうかは分からないのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 状況的に見て、あってもおかしくないとは思いますが、では本当に実際あったのかどうかということは、あったともなかつたとも申し上げることはできない状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） それでは、2番目の質問に行かせていただきます。

例えば、今宗教団体等により過剰な寄付や多額の献金を求める行為について、家族や周辺の方から相談を受けた場合、行政としての対応についてお尋ねいたします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 石川議員の2点目の質問についてお答えさせていただきます。

令和4年1月14日から、法テラスが心理専門職や弁護士を配置した部署を新設し、靈感商法や高額献金等でお困りの方を対象に相談窓口情報を案内するフリーダイヤルが開設されており、また、他にも犯罪被害者等相談、消費生活相談等のサポートダイヤルがあることから、相談者の状況により、これらの窓口の情報提供等を積極的に行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） 再質問させていただきます。

これはホームページとかダイヤルの案内は広くされているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 国のホームページ等では載っているかと思いますが、実際にうちに来て相談を受けた方について、その内容の状況に応じてこちらをご紹介させていただくと、こういう形になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） それでは、3番目の質問に行かせていただきます。

親、家族の信仰によって、社会生活での支障や苦痛を感じたことがあるという質問に対して、約8割の2世があると回答しているとの報道もあります。

2世とは、特定の信仰や信念を持つ親、家族のもとで育った世代のことです。この中には、アルバイトなどで得た収入を意思とは反して親や家族から献金するよう強要されたり、信仰を強要されたりなど、精神的虐待を感じている2世もいます。また、同調圧力により声を上げにくい位置に置かれた未成年もいて、精神と行動を縛ることは靈的虐待に当たると捉えられています。2世の中には、親が多額な献金をすることによる困窮や、それに伴う様々な人権侵害によって静かに傷つき続けています。このような場合、未成年者に対しての対応はお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 石川議員の3点目の質問にお答えさせていただきます。

未成年の方につきましても、当然個人として尊重され、信教の自由を含め基本的人権が保障されております。よって、議員がご心配されていること等について相談があった場合、大人とは異なる保護や配慮も必要であることから、家庭児童相談室等の府内関係機関

や、国等の関係機関とも連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） 4番目の質問に行かせていただきます。

最後になりますが、行政としては2世を含めた信者たちの経済的困窮を生み出し、宗教的な強迫観念に駆られた親が子どもに信仰の強要等の宗教的虐待を行う根本的な原因となっていると思います。過剰な寄付や多額の献金を求める行為について、どうお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 石川議員の4点目の質問についてお答えさせていただきます。

信教の自由については当然尊重されるべきで、また併せて自己の財産の使用目的については、原則として個人の選択であると考えております。ただし、家族の方などから寄付を求められた等の相談を受けた場合、その相談者の生命財産の保護のため、憲法25条、憲法25条には全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとなっておりますので、その観点も踏まえ、おせっかい、おせっかいというのは、うちの市民生活相談課は少々のおせっかいということでやっておりますので、となるかもしれません、国等の関係機関と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 石川議員。

○4番（石川恵美君） 私は、被害者の予防、救済、2世への社会的支援のための様々な法令、制度の整備を求めます。また、市としては特に被害の救済、支援等には敏速な判断をお願いしたいと思っております。

市民サービスセンターは窓口も低いというか広く、いろんな相談を持ちかけられているとは思うんですけども、なかなか相談しにくい方も多くおられますので、これからもどうぞ判断をして、いろんな支援をお願いしたいと思います。ということで終わらせていただきま

すみません、市民サービスセンターではなくて、市民サービス相談課、市民生活相談課でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

再開を午前10時25分といたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

西村教育長。

○教育長（西村 健君） 議長のお許しを得ましたので、一部発言の訂正をしたいというふうに思います。

先ほどの津村議員の答弁の中で、ディスレクシアというふうに申すべきところ、発達性の読み書き障害ですね、ディスレクシアというのが正しいんですが、私ディスクレシアというふうに間違って言っておりました。おわびして訂正をいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） それでは、次に、通告第7号、第5番、村田弘行議員。

○5番（村田弘行君） 村田弘行です。

第1番、教育行政全般についてご質問します。

教育委員会の業務内容は、小学校、中学校、公立、私立幼稚園、また永原御殿跡保存整備事業、総合体育館大規模改修工事、給食センター改修、文化施設、図書館、生涯教育、人権教育、多岐にわたっておりますけれども、教職員も含めてたくさんおられると思いますけれども、改修業務とか、新しく改築するお仕事とかを含めて、他の教職員以外で何人ぐらいで実務をされているのかお聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 村田議員の教育行政全般についての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

11月1日現在の教育委員会の会計年度任用職員を含む職員数につきましては、小中学校、幼稚園の教職員を除くと177名でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5番（村田弘行君） 再質問します。

そのうち、施設の營繕、改築、設計、計画等、教育総務課に当たるかもしれませんけれども、何人ぐらいでやってはるんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えさせていただきます。

教育総務課においては、正職員4名で營繕とか修繕とか、改築だとか、そういうことについております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5番（村田弘行君） 再々質問になるんですけども、事業の関連、よく似たこととして都市建設部があるんですけども、都市計画課、道路河川、住宅課、道路施設、河川、それぞれ15人ぐらいでやってはりますけれども、ここで2番の質問に行きたいと思います。

中主小学校改築改修事業で5億4,900万円から10億6,600万円、北野小学校増築設計委託に2,700万円、野洲北中学校に昨年度から合わせて7億7,000万、総合体育館改修工事に7億1,000万、永原御殿事業に昨年度から合わせて1億3,000万、総額ざっとして26億を超えます。これほど大きな事業予算を持っていると、教育委員会の建築部、土木部に改築部というんですか、とも言えます。どうして4人とか5人で26億の事業予算を執行及び使うことができるのか、それが健全に使われるのか、使えるのか、その辺をお聞きいたしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 2点目のご質問にお答えさせていただきます。

学校施設の改修等につきましては、平成26年3月に策定しました野洲市小中学校施設保全計画と、それを改定した令和4年3月に策定した野洲市学校施設長寿命化計画により、優先度に応じ順次適切な時期に改修等を行っております。

また、総合体育館大規模改修工事につきましては、当該体育館が令和7年に開催される国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の会場となっております。このため、大会を見据えて、この時期に老朽化への対応のための改修を行っており、それぞれ計画的に事業を遂行しており、整備や改修に必要とする予算を計上しているということでございます。

特に教育総務課で申しますと、1つの例えば学校さんに対して20億円、3年か4年ぐらいかけてやっておるわけですけども、その中には、後ほども答えますけども、有資格者もありますし、工事監理者が間に入って管理をしておりますので、適正な管理ができるいると、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　3番、4番、5番を合わせて質問します。

大部分は公債の名のもとの借金というか、国から下りてくるお金でございます。計画性はあるのかってお聞きしたいんですけども、今あるということでした。

同じような、本来の道とか住宅とか河川のしゅんせつとかをしていただく土木のお仕事の人が45人から50人ぐらいいて、片や4人か5人でやっているということで、公正な正しい管理、管理業務というか工事監督及び検査業務、できるのか、お聞きいたしたいです。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　3点目と4点目のご質問だと思いますので、お答えをさせていただきます。

まず、3点目につきましては、2点目でお答えしましたとおり、各事業ともそれぞれ計画的に事業を遂行しており、財源としましては国の交付金などを充当しております。

また、後年度の交付税措置も考慮した上で、必要とする市債を財政課と協議した上で計画的に充てております。

次に、4点目の公正な監理監督ができるかというご質問なんんですけども、市の組織としては建築工事の専門部署はございません。

なお、学校施設の改修等事業は教育総務課が所管しており、当課に配属している建築士の資格を有する職員が工事監督を行っております。

総合体育館大規模改修工事はスポーツ施設管理室が所管しており、当室に配属されている職員で、建築に係る資格取得者はおりませんけども、過去に建築工事に携わっている経験のある職員が工事監督を行っております。

いずれも、専門的な資格を保持している職員や、経験を有している職員が携わっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　本来の道を直してほしいとか、河川しゅんせつしてほしい、草刈ってほしい、維持業務とかありますけれども、そういう土木予算と教育予算の比較はおいくらぐらいなんですか、ちょっと教えていただきたいです。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 6点目のご質問かと思いますので、お答えをさせていただきます。

令和3年度決算ベースで、予算の項をひとくくりとして、土木橋梁費、都市計画費、住宅費に小学校費と中学校費を合算したものを比較させていただきました。

まず、土木橋梁費 7億580万8,253円に対し、小学校費と中学校費を合算した14億9,048万8,583円を比較すると、教育費のほうが約2.1倍というふうになっております。

次に、都市計画費 2億8,094万6,230円に対し、小学校費と中学校費を合算した14億9,048万8,583円を比較すると、教育費が約5.3倍となっております。

最後に、住宅費 8,906万814円に対して、小学校費、中学校費を合算した14億9,048万8,583円を比較すると、教育費が約16.7倍というふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5番（村田弘行君） 本来の業務、40人、50人抱えてやっている事業と、教育関係の補修、改善、改築が数倍、数十倍という驚きの回答がきました。

その中で、公平な公正な正しい工事検査及び完成検査、書類検査、全部できるのか、コンサル任せになっているのではないか、その辺をお聞きいたします。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 5点目のご質問かと思います。お答えをさせていただきます。

各工事の監理業務は、資格を有する専門業者に委託をしておりますが、その監理は4番目でお答えした監督に加えて、市の検査員である総務課技監が施工中の要所と施工完了時に検査を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5番（村田弘行君） 足場を組んで高所作業もあります。毎日毎日の週間工程、月間工程、それぞれ工事会社は真剣にやっておりますので、ぜひともそれに見合う体制で役所のほうも臨んでいただきたいと思います。

また、去年の中主小学校の地盤改良の問題で、サンプルを5本敷地の中から取って、この期日にはちょっと間違っているんですけれども、そのときの議案説明のときにも言いま

したけれども、サンプルを5本取って、私は一本一本、1本からダイオキシンと書いていますけど、本当はヒ素でごめんなさい、ヒ素で出たということで、全体を土壤改良というか、地盤改良、それも掘削して運んで処理して、また新しい土砂を入れてという、設計変更のお金が6,000万ぐらいになりました。議決のときには私はちょっと反対したんですけども、そのときに、後で聞いたらサンプル5本を全部混ぜて、それで1回の検査でヒ素が出てきたと、だから全部やるんだと、こういうことでは、公金を使っている意味があるのか、何かコンサルやその業者に便宜を図っているのではないか、そのように思われる仕方がない。5本取ってそれが出たなら、そのところで地盤改良をやればいいと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　中主小学校のヒ素の関係についてお答えをさせていただきます。

確かに、議員がおっしゃったように5本サンプル取って、その土を混ぜ合わせて、1検体から基準値を超えるヒ素が検出されました。例えばの話ですけども、地下タンクに重油がありまして、そこから重油が漏れ出しているといった場合には、汚染源が特定されて、そこからの広がりを見て、汚染が広がっている部分だけ除去すればよろしいんですけども、ちょっと今回の場合につきましては、汚染源は地下水を介して汚染しているということを認識しております。

議員おっしゃっているとおり、例えば詳しく1メートルピッチでサンプリングをして、深さも1メートルピッチで取ってサンプリングして、細かく分断してやると、もしかしたらコストが削減できるかというのも考えられますので、その辺は工事監理者さんを通じて十分に協議をさせていただいたんですけども、地下水を由来に汚染しているということで、受入先としてはそれはもう全て汚染されているものと判断するということから、それは協議の上でできないというふうになりました。

それと、ちょっと先ほどの質問にも重ねて申しますけども、工事監理をする場合には、建築工事監理業務分担表というのは細かく野洲市の場合は決めております。例えば、鉄筋を配筋するとか、コンクリートを打った後とか、屋根をふいた後とか、後々完了検査で見えないところについては、まず工事監理者さんが立会をし、その後、市の監督員が監督すると。場合によっては配筋ですかは総務課の検査員さんにも来ていただくと、そういうふうに細かく管理をしておりますので、ご存じいただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　分かりました。

次に、同じく中主小学校の改築問題で、設計仕様書に滋賀県産の木材を使用するように書かれていると思うんですけども、それは事実でしょうか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　8点目のご質問にお答えをさせていただきます。

設計では、廊下と教室の間仕切りや教室の扉ですね、学校間仕切りと言われるものについては滋賀県産杉の集成材を使用させていただいております。それ以外の場所についても間伐材を含め、県産材を利用することができないか、施工業者と協議を行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　設計書に載っているんですか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再質問にお答えをさせていただきます。

設計書に掲載をさせております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　滋賀県産を使うとコスト高になります。今外国産も高くなっていますけれども、そういう意味で、ぜひとも滋賀県産を使うとか、設計書に載っていて滋賀県が推奨しているんであれば、そのように工事監督するのが筋だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再々質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと先ほどもお答えをさせていただきましたけども、廊下と教室の間仕切り、それと扉、学校間仕切りというのは滋賀県産の木材を使用させていただくということで、これはもう使用いたします。ただ、それ以外の部分については、今ちょっと業者のほうと協議を行っているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　分かりました。設計書に載っていて、滋賀県が推奨して、地場産業を発展させるという意味でのことですので、ぜひとも使っていただきたいと思います。

次に、10番の永原御殿跡保存整備事業での用地買収等、非常にシビアな問題なんですが、けれども、担当者はご経験があるのでしょうか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　10点目のご質問にお答えをさせていただきます。

用地買収の担当には、国史跡大岩山古墳群の用地買収の経験がある職員も含め、複数で当たっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　不動産鑑定士の鑑定金額を錦の御旗というか、どうだ、これが出てるんだということで、この事業をうまいこと全部買収して一帯の整備をするというそういう気持ちはあるんでしょうか。買収が成功するかどうか、その辺の微妙なニュアンスなんですけれども、やる気をお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再質問にお答えをさせていただきます。

当然、永原御殿につきましてはこれから進めていくものでございますし、それに伴う用地買収についても順次進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　再質問します。

生命と財産を守るということが市の公務員というか、皆さんの基本的な使命でございます。

不動産の価格というのは、市場価格、要するに取引上の価格、それから路線価、相続税対策とかいう路線価と、それから公示価格、税金の価格とか、3つあります。

この鑑定士の価格というのは、どういったものの位置に存在するのでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再質問にお答えをさせていただきます。

一般的に鑑定評価の方式ですけども、取引事例比較表ということで、これも市場単価ということになりますけども、それと地価調査価格、公にされている価格ですね、それらの両者を調整し、標準価格というのを設けます。それに個別的要因ですね、間口ですとか、舗装があるとか、幅員ですとか、隣接地の状況、行政的な条件、それを加味して鑑定評価をしておりますので、言い換えれば市場単価というのも取り入れて鑑定評価はさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　不動産鑑定士というのは、私もちよつと勉強したことがありますけれども、その取引価格、経済情勢、それからいろいろなことをミックスして、先ほど言わされたように決めていくもので、そんなには違わないと思いますけれども、不動産鑑定士の相見積りとか取るお考えはないでしょうか。お願いします。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再々質問にお答えをさせていただきます。

不動産鑑定と申しますのは、例えばどの不動産鑑定士さんにとっても、結果については、価格については私は同じだと、そういうふうに思っております。ましてや、その方については国家資格で試験に通られた方の鑑定ということで、例えば2社から取るといったようなことは考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　分かりました。

では、財産を改修するということは非常に難しいことでございます。ぜひとも頑張っていただきたいと。それで永原御殿事業を完成させていただきたいと思います。

次に、いじめ問題で全員協議会のときにもお聞きしましたけれども、そのとき、たまたま令和3年度の行政の評価、要するに決算議会のときですから、評価をタブレットに上げていただいて、私はさっと見て、いじめ問題が発覚したときに、評価は内部、外部ともBになっていて、進捗度がAということで、進捗度という意味がちょっと分からぬんですけども、子どもと家庭に寄り添った教育相談支援体制の充実ということをAと評価されていますけれども、時期が悪いといえば悪いんですけど、発覚したんですけども、評価を訂正する気はありますか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 15点目のいじめ問題についての村田議員のご質問にお答えをいたします。

市内の学校では、昨年度子ども同士のいじめによる心身の重大な被害や、あるいは不登校、これをいわゆる文部科学省の定めるいじめ重大事態というの発生していません。そのことが事務事業評価において、外部評価委員にA評価をいただけたものというふうに考えております。

しかし、今年9月末に大きく報道されました市内小学校で起こった不適切な事案、そして、その半年前の2月の事案につきましては、全ての市民の皆様、また議員の皆様にも多大なるご心配をおかけしました。申し訳ございませんでした。改めておわびを申し上げます。

ただ、この2つの事案につきましては、報道では教員によるいじめというふうな見出しが出されていましたけども、正式にはいじめを誘発した教員の不適切な指導、もっと言いますと、教職員の不祥事というふうに捉えています。

ですから、議員お話しのいじめに関わる教育の事業評価には含まれておりませんので、事務事業評価がAとかBになったというふうに捉えています。

しかし、いずれにしましても、この2つの件はまずは学校で起こったことですので、児童の保護者の皆さんに公表することが一番であるというふうに捉えて、それぞれの段階で学校で保護者説明会を実施しています。学校では、この保護者さんに説明をする保護者説明会をするということが公表であるというふうに捉えていますので、隠蔽しようということとは毛頭考えておりませんでした。

なお、2件の被害児童とも、これ以降も元気に登校している実態がございます。

いずれにしましても、子どもを守るべき教員が子ども同士のいじめを誘発させたということは、非常に重大な事態であるというふうに捉えています。今後、二度とこのような事態にならないように改めていきたいというふうに考えています。

そして、今回のこのことにつきましての改善策を外部の弁護士さん、それから教育学、それから心理学のそれぞれの専門の大学の先生、県の教育相談の先生、それから学校と福祉をつなぐ専門家でありますスクールソーシャルワーカーの先生、合わせて5名の外部の専門家さんに考えていただきました。現在、教育委員会でその取りまとめをしておりまして、近々公表する予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　再質問します。

その評価の今後の対応という欄に、不登校やいじめの認知件数というか、増加の実態があると書かれております。このように認識はされていたんでしょうか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　不登校やいじめの増加の傾向というのは、この令和3年度のデータでいきますと、小学校でいじめの認知件数が1年間で257件、中学校では36件というふうになっています。これを前の年、あるいはもう1年前と比べますと、確かに増加傾向、令和元年度が小学校166件、令和2年度が130件、令和3年度が257件というふうになっています。それから中学校ですと、令和元年度が23件、令和2年度が21件、令和3年度は36件と、ただ学校が令和2年度ですか、3か月間休みになったということもありましたので、令和2年度につきましては若干減ったのかなというふうに思いますが、それを勘案しても、増加傾向にあるということは確かであるというふうに捉えています。そこら辺は、認知件数というふうな、教職員が把握した件数が増えているというふうなんで、いじめ自体が増えているかどうかというのは、ちょっと分かりかねるという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　認知件数といじめと分かりかねるということはどういうことでしょか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君）　西村教育長。

○教育長（西村　健君）　例えば、小学校で言いますと、登校中に後ろからかばんを押された、これが学校の先生に言いますと、これいじめとして1件挙げています。それから、おまえみたいなのと遊ばへん、もうあっち行けとかいうふうに言われて、嫌な思いをしたというので1件、こういうふうなのを積み上げていっていますので、そういうのが教職員に把握できたというのが認知件数というふうに言っています。実際に起きているかどうかというのは、そういうことを申告しない子というのか、先生に伝えない子も中にはいると思いますので、はっきりと増加しているというふうには断定はできない。ただ、そういう傾向があるという捉え方はできると思いますけども、実際にいじめがどうなのかというの

は、なかなか見えにくくなっている。特に、高学年から中学校になりますと、SNSを使いたいじめというのが最近結構出てまいりました。ネットでその友達同士を排除したりとか、キモいとか何かいう言葉を使っていじめたりするというのがあります、そういうのはほとんど把握が、子どもたちから先生に伝わる部分はいいんですけども、学校外のことがほとんどですので、なかなか把握できないという状況あります。そういう意味では非常に難しいという意味でお答えをいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　よく分かりました。ありがとうございます。

次に、第2番、野洲病院の建設事業費についてお聞きいたします。

総額93億円のうち、設計以外の4億、5億の設計費がありますけれども、建設事業費は75億となっていますが、根拠はあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（荒川泰宏君）　健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君）　村田議員の2点目のご質問の1項目めのご質問について、お答えを申し上げたいと思います。

基本構想、基本計画書でお示しをしてございます病院棟の建築工事費につきましては、委託業務で作成をいたしました病院の計画案に対して、直近の病院建設工事事例を基に、各工事に係る数量や単価を積み上げて75億8,000万円と算定をいたしたものでございます。

単価につきましては、例えばコンクリートの工事でございましたら、組合発表の単価を参考にしつつ、一般財団法人の建設物価調査会が公表しております指標を基に補正を行つておるものでございます。

また、病院用途でありますので、医療ガス工事でありますとか、シールド工事、手術室の空調設備や内装工事に関しましては、計画案に基づき数量を算出し、直近の病院建設工事事例の単価を用いて計上したものでございます。

また、くい工事や液状化対策に係ります地盤改良工事につきましては、総合体育館、温水プール、そしてなかよし交流館の建設当時の地盤調査結果を基に支持層の確認、改良範囲を想定いたしまして、地盤改良工事費を計上したものでございます。病院棟の建築工事費に含んでいるものでございます。

以上、1点目のご回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5番（村田弘行君） 一般社団法人というんですか、福祉医療機構WAMで2020年度福祉医療施設の建設費についてという発表がありました。一般病棟では、ベッド数199床、単価が2,184万円と記されております。野洲の計画の病院の199床で計算すると43億、一般病棟ですよ。老健施設になるともっと安くなって1,463万円、29億円、療養型で設備があんまり要らないといつても1,736万円、34億円。病床数を掛けて。また違うところから見ると、ゆとりのある広いところの平米単価でいうと、33万円という単価が出てきています。平均ですけれども、それを1万5,000建坪の平米で計算すると、約50億と計算したんですけども、20億から30億の差が開くのは、2020年度とは申しましてもあまりにも大ざっぱ過ぎるのではないかと思いますが、材料の値上がりも考えられますけれども、今そのような金額ではじいていたら、この国際情勢どうなるか分からない、職人も不足している状態で、いざ建てるとなったら、また上がるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の見通しなり何なりはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 村田議員の2点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

今回、病院の建築工事費につきましては、1点目でお答えをいたしましたとおり市場動向を踏まえて適正に算出をしたものでございます。

なお、昨年度のBブロック案の平米単価と比較いたしますと、約8%上昇している状況にございます。決してゆとりを見過ぎたものではございません。参考までに申し上げますと、平米当たりの単価が51万1,000円というような状況で今回の算出をさせていただいたものでございます。

なお、今回算定をいたしました概算事業費につきましては、去る11月14日の評価委員会におきましても、医療経済学のご専門の委員の先生からも、物価高騰でさらに建築工事費が上昇する可能性に言及されておりまして、ご意見も踏まえて計画しているとともに、次年度の病院整備に係ります予算におきましても、物価高騰を見越した上で計上する必要があるというふうに考えておるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　1年、2年の差はこれからのこともあるにしろ、20億、30億の差が出てくるということ自体、プロポーザルなり入札方式なりの余裕を見た業者になつてくるのではないか、公金を使うという意識が欠けているのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君）　まず、村田議員のご指摘いただいております50億という根拠の差額から鑑みて、どうなのかということでございますけれども、少しご指摘いただいております50億の金額につきましては、少し適切ではないのかなという判断をさせていただいております。

と申しますのは、ご指摘いただいております令和2年度のWAMの、WAMと申し上げますと、独立行政法人の福祉医療機構でございますけれども、そちらが算出しておりました結果を報告しております令和2年度、2020年度の単価を見ますと、平米単価が37万円でございましたけれども、令和4年度に発表されました令和3年度、2021年度の医療施設の建設費を見ておりますと、平米単価が42万3,000円という単価で、約14%の上昇が見られたというようなことも確認をさせていただいております。

また、先ほど申し上げました建設物価調査会の建設資材物価指数も確認をしておりますと、令和4年の8月の時点で、同年同月比、昨年度と比較いたしますと13%ほどの増加があったというようなことも確認をしてございます。

したがいまして、我々算出しました昨年度との比較で、おおむねの金額が上昇しておりますというようなことも含み置きながら、8%上昇しておったということでございますけれども、算出につきましては、先ほど1点目でお答えをさせていただきましたとおり、適正に、さらに精緻な積算を現時点においてさせていただいているというようなことでございます。

また、この状況を市場動向をさらに注視をしながら、契約に向けて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　そういう指数が上がれば上がるほど、打ち出の小づちのように、どういいうんですか、設計変更金額が上がっていくのではないかでしょうか。物価スライド条項などあるのではないでしょうか。その辺の見通しをお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君）　健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） まず、おおむね今回、昨年と比べまして8%ほど上昇しておるというようなことを申し上げましたけれども、今回の金額の中で8%と申し上げますと、約6億円がプラスされたということでございます。今回のこの6億円プラスにつきましては、全体の事業費から見ましての金額でございますけれども、この財源につきましても病院事業債によりまして30年償還になりますので、病院の持ち出し、さらに市の負担ということにつきましては、その償還年限によりまして大分平均化されるというようなことも鑑みております。

また、今回この上昇につきましては現在も注視をしておりますけれども、将来的にもこの状況が続くという可能性もございます。こうした場合、契約条項の中で、委員ご指摘いたしました物価スライド条項を適用させていただきながら、金額を変更契約するというような場面も出てまいりうるふうに考えている次第でございます。

いずれにいたしましても、今申し上げました上昇額を踏まえた金額につきましては、当初設定をしておりました駅前でのAブロック病院、Bブロックでの比較等鑑みましても、適正に比較いたしましても、適正な額であるふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5番（村田弘行君） 一般に、公の金額が出ていて、その差が20億、30億。だけど、今見たら、今の回答をお聞きすると、適正な75億だと。これからは物価スライド条項を加味して契約金額が設計増になっていく。どんどん膨れていくのではないかなど。それを懸念しておりますけれども、ぜひともきちっと精査して病院を建てていただきたいと思います。

では次に、3番目の地盤改良費について、私は当初から地盤改良費、3,000平米、1万円で3,000万、材料費にもならないんじゃないのかとよく言っていたんですけども、それが9,000万に今回増えております。この辺の理由をお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 村田議員の3点目になる質問かと思います。ご質問についてお答えをさせていただきます。

地盤改良費が3倍になったということでございますけれども、基本計画でお示しをしておりますとおり、建物周辺等と車両及び人の動線の部分及び配管埋設部分に液状化対策が必要と想定いたしまして地盤改良工事費を計上したものでございますが、今回につきまし

ては基本構想、基本計画修正業務の受託者との協議の中で、改良工法や改良範囲、そして単価を確認いたしました、5月18日の時点での試算から改めたところでございます。

その具体的な内容についてでございますけれども、5月18日にお示しをした方策におきましては、改良工法は浅層混合処理工法を想定しております、その改良範囲は約3,000平米と見込んでおりました。施工単価につきましても1平米当たり1万円といたしまして、約3,000万円を見込んだ工事費を計上したものでございますが、今回におきましては、先ほど申し上げましたとおり、業者との協議によりまして、砂ぐい工法を想定いたしました、改良範囲は1,800平米、改良の深さにつきましても10メーターを見込んで、施工単価を1平米当たり5万円として、約9,000万円の地盤改良工事を見込んだものでございます。少し、金額が増嵩になっておりますけれども、精査をしたものであるということで、以上答弁とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　こういう軟弱地盤は砂工法というやつで、砂とセメントをスラリ一状で混ぜながら、砂ぐいというか、コンクリートぐいを造っていくんですけども、この工法がいいと思います。10メーターとなると、かなり深い機械が要ると思います。汚泥も出ますでしょう。その辺で9,000万で、また安いんじゃないかなと思うんですけども、その辺は何本くいを入れるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君）　健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君）　まず、今回の液状化対策の工法につきましては、一定想定のもと、今回計上をさせていただいたものでございます。

一方で、精査をさせていただく業務といたしまして、今回の11月補正予算のほうで計上させていただきました金額がございます。地盤調査を計上させていただいておりますので、その調査結果に基づいて、この工法を実施していくかどうかも含めた判断をさせていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

なお、液状化対策の工法につきましては、今議員ご指摘いただきましたとおり、いろんな工法がございます。対策費用につきましても、約1万円から10万円の範囲で、工法に従っていろいろな金額が費用として考えられるというようなことも確認をしてございます。今回につきましては、平米当たり5万円という中盤あたりの金額であるということも業者のほうから確認をさせていただきましたので、適切な金額を基本計画の中でお示しをさせ

ていただいたものというふうに考えておる次第でございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、精査につきましては地盤改良の地盤調査を実施いたしますので、その中で十分検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　軟弱地盤であって、建物の基礎の杭というわけではないですね。お願いいいたします。

○議長（荒川泰宏君）　健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君）　今、議員おっしゃっていただきましたとおりでございます。建物の杭につきましては、従来から申し上げておりますとおり、地盤の状況から鑑みて、杭工法を予定してございます。それ以外の建物周辺と車両及び人の動線、配管の埋設部分、こうした部分につきましての液状化対策ということを想定したものでござります。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　よく分かりました。

次の4番の温水プールの撤去工事をされていますけれども、先ほどの杭とか抜くような設計仕様になっていましたけれども、何度も市のホームページ見て、入札結果を見て探したんですけども、なかつたんですけども、ひょっと出てきたと。いや、前から載っていたと言われたんですけども、それはそれとして、杭がプールどんな杭を打っているのか、杭がちゃんと抜けてれば今度の施工はやりやすいでしょうけれども、残っている場合はどういうふうな対策をするのか、お聞かせください。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野明君）　旧温水プールの解体撤去工事は、教育委員会のほうでしましたので、私のほうから回答させていただきます。

旧温泉プールで撤去した基礎杭72本は、ご指摘のとおり現場でコンクリート打設をする場所杭で、引き抜きに際しては折れやすいという構造でございます。

また、撤去する杭は廃棄物として扱われることから、地盤の中に残すことは不法投棄となってしまいます。これらのこと念頭に、杭の撤去工事では慎重に施工をしていただきました。また、その施工現場には担当者が立会いをし、確認も行っております。

これらのことから、杭が地盤の中に残っているということはないという認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　再質問します。

業者としては、取りにくい杭を、折れる杭を取ると。そして産廃に出すと。でも、埋めてしまえば産廃の費用はかからないし、手間も省けるかもしれません。工事現場の写真として残っているのでしょうか、お教えください。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再質問にお答えさせていただきます。

こういった杭の撤去に関しては、後々見えなくなりますので、工事監理の方法としましては、一本一本赤スプレーでマジックを振りまして、この場合ですと1から72本赤スプレーで番号を振って、写真管理をして全数撤去したということで記録に残しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　再質問します。

その杭と産廃の数量、要するにセメントのコンクリート材は合致しているのでしょうか、お答えください。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再々質問にお答えさせていただきます。

今、そこはちょっと確認ができません。ただ、最初にちょっとお答えしたように、場所打ちのコンクリートですので、確かに途中で折れたという事例があったと、そういうふうには聞いております。ただ、鉄筋でつながっておって、引き抜いたときには全て撤去ができたということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　村田議員。

○5番（村田弘行君）　工事監理、検査体制、ここで教育委員会の本領を發揮していただいて、きっちりできていることを願います。

では次に、3番目の道路行政についてお聞きします。

旧の野洲町と旧の中主町では、各在所、自治体ですよね、中央道路で差があります。旧

の中主に行くと、どの在所もすかっと中央の真ん中の道が通っております。これは一体なぜなのでしょうか、お教えください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 村田議員の道路行政についての1点目、旧野洲町と旧中主町で集落内の道路整備に差があることについてのご質問にお答えいたします。

旧中主町の道路だけでなく在所、いわゆる集落間をつなぐ道路につきましては、旧県道の名残によるものであり、新たにバイパス県道が整備された後に各町で移管を受けた道路であると考えられます。このため、旧県道の通過する在所では整った道路が整備されたように感じられるものであり、旧両町で差があるものではないと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5番（村田弘行君） 話によると、30数年前に国の道路行政で国が費用の50%、県が25%の費用負担割合で、当時の野洲町が25%、その制度を持って中主町は在所の道を改修した経緯があると聞きました。

当時、野洲町はIBM工場のおかげで財政は潤っており、国の申し出を断ったと聞いております。その理由は、国の会計検査や県との連絡、打ち合わせ等煩雑だったということを聞いておりますけれども、その話は本当でしょうか、お教えください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の旧2町における補助金を活用した集落内の道路整備に係る経緯についてのご質問にお答えいたします。

議員お尋ねの制度につきましては、平成の初期に農林水産省の農村総合整備モデル事業を活用して、旧両町で集落内の排水路や道路の整備が進められたものであります。旧中主町では、道路幅員を確保するために集落内の河川を暗渠化して、狭あいな道路の拡幅を進めたものであります。一方、旧野洲町では排水機能に支障を来している道路の側溝整備を中心に進められており、当時の両町での道路整備に対する考え方には差異があったものと考えています。

なお、当該事業については、旧野洲町でも取り組みを進めていた経緯からも、国の会計検査を嫌い、申し出を断ったなどの事実はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○ 5番（村田弘行君） 不作為行為というか、今でも市三宅や永原の中北、それから南櫻、北櫻というんですか、妙光寺の辺りも4トンの消防車が入らない道がたくさんあります。消防の観点から将来的にどうしていくのか、お聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木進君） 3点目のご質問、狭い道路における対処についてということでご質問いただきましたので、お答えいたします。

集落内の狭い道路の観点からご質問にお答えをいたします。

集落内の狭い道路の現状につきましては、緊急車両の通行や災害時の避難、救助活動に支障を来すなどの課題があり、その解消に対する取り組みの重要性について認識しているところでございます。

のことから、自治会からの申し出により、狭い箇所に隣接する土地所有者のご理解、ご協力を得て、拡幅用地を本市に寄附していただくことを前提に国の交付金を活用し、道路を拡幅する野洲市狭い道路拡幅整備促進事業を定め、各自治会にはご案内をしております。また、この他にも建築基準法第42条第2項の規定では、幅員4メートル未満の道路ではその中心からの水平距離2メートルの線をその道路の境界線とみなすとされていることから、道路の中心線から2メートルの範囲について、敷地をセットバック、後退していただくことにより前面道路の幅員を確保しようとするものです。これらの制度を活用して、今後も市民の安全・安心を確保するため、集落内の狭い道路の拡幅について推進していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○ 5番（村田弘行君） これ、このときも財産とかいろんなことが出てきて、セットバック、大変な事業だと思いますけれども、ぜひとも安心・安全のために頑張っていただきたいと思います。

では、最後に何でコロナの関係の予算なのかちょっと分からんないですけれども、電子入札を推進するというのが前回の定例会でありました。ぜひともやっていただきたいとは思いますけれども、前にも質問しました滋賀県内の市町村、市はもちろん町村でもやっているところがあって、野洲市はやってなかつたというのが現状でございました。いよいよやるとして、どういうふうにやるのか、ホームページを見ても何の案内もございませんし、来年度からはできないのは確定でございますし、その辺のこれから見通しをお聞かせく

ださい。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 村田議員の電子入札のご質問について、1点目と2点目と合わせてお答えをしたいと思います。

電子入札システムにつきましては、契約管財業務を行っております総務部総務課で所管をしております。

電子入札の活用の基準としては、これまでどおり予定価格が130万円を超える建設工事及び50万円を超える建設関連業務委託の案件を対象とするよう基準を設ける予定です。対象部署につきましては市長部局だけでなく、教育委員会、みず事業所や市立野洲病院などを含め、全庁的な案件を対象としています。

2番目の時期についてなんですかけれども、電子入札の導入時期は8月議会のほうで補正をお認めいただきましたので、令和5年度当初からで、令和5年4月以降に執行予定の対象案件で活用する予定として現在準備を進めているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 村田議員。

○5番（村田弘行君） 隨分低い金額からやっていただくようになるということで、非常にうれしく思います。委託業務が中心と思っていました。ですから、教育関係の何億という入札案件も、業界では紙入札をやっているところは入札会場で顔を合わせます。アイコンタクトというんでしょうか、話し合いもできなくはないとは思いますけれども、それが入札結果としてどんどん現れてきていました、今まで。誰が指名されて、誰が入札に参加しているのか分からぬ状態で、これから委託業務や教育関係の予算を使っていただきたいと。それで、余剰が出たときには他の住民サービスに回していただきたいと、そのように思っておりますが、ぜひとも野洲市が正常な入札体制になるように、心から祈念いたします。

質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩をいたします。

再開を午後1時といいたします。

（午前11時33分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは次に、通告第8号、第16番、鈴木市朗議員。

○16番（鈴木市朗君） 皆さん、こんにちは。今議会より新誠会へ入れていただきました鈴木市朗でございます。

まず、一般質問に入る前に教育委員会のほうに一言御礼を申し上げたいと思います。

いつだったか忘れましたが、野洲小学校の教育環境の整備ということで一般質問させていただきました。そうしたら、ここ数日前よりプールの解体作業に着手していただき、よりよい環境づくりができると思います。

そうした中、学校の先生方、また保護者共々その跡地においてどういうように利用していくかということを、きっちりと確認した上で進めていただきたいようにお願い申し上げておきます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、弥生の森歴史公園の維持管理についてを議題といたします。

弥生の森歴史公園は、昭和63年11月、いわゆる1988年銅鐸博物館の開館に合わせ開園され、今年で34年が経過しました。弥生の森公園は、復元竪穴住居や高床式倉庫などを通じて弥生時代の生活や文化に思いをはせる機会や学習の場、また考古学的にも広く存在価値が認められるところであります。

施設の主なものを申し上げますと、復元竪穴住居は直径8メートルの茅葺きが2棟、直径6メートルの茅葺きが2棟、復元高床式倉庫3メートル掛ける4メートルの茅葺きが1棟、そして水田が350平米、方形周溝墓が6メーター掛ける6メーターが1基、その他工作棟があります。

令和元年、2019年8月議会において、弥生の森歴史公園の衰えた大賀ハスを見て、育成環境の改善や維持管理のあり方について質問。善処するとの意向を伺いました。翌年と記憶していますが、育成池の改善、改修が行われ、その後見事な花をつけていました。しかし、今年の様子を観察しますと、2つの大きな栽培池のうち入口から向かって左側の池です。改修前の開花が貧弱、冠水がなく雑草が繁茂した状態に酷似しています。

令和元年議会質問で、適任者の配置をと申し上げましたが、銅鐸博物館職員の中から担当を考える、マニュアルがあるので適正な管理が可能との回答でした。

そこでお伺いいたします。

この状況が繰り返されているという課題はどうなんですか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） まず、野洲小学校のプールの解体工事は、先の議会でお答えしたとおり順調に進んでおります。後押しするお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

さて、議員の弥生の森歴史公園維持管理についての1点目についてお答えをさせていただきます。

ご指摘の弥生の森歴史公園の大賀ハスの池については、平成31年に池を掘り直して新たな防水シートを施し、株の植え替えを行いました。しかし、ご指摘の状況については、樹木の根の張りや経年劣化等による防水シートが破れて漏水し、公園にある小川から水をくみ上げて水を補充する対応を行っても、十分な水がためられない状況から発生したものと考えております。

一方で、防水シートについては定期的な交換が必要で、その費用を令和5年度の一般会計予算として要求しているところでございます。

今後、維持管理の面から堅牢な構造物で池を造ることをしていくことも検討していくことが必要であると考えております。

今年、水が十分にたまっていた真ん中の池はきれいに咲かせることができました。このことから考えると、大賀ハスをきれいに咲かせるためには、水をどのように溜めて管理するかが一番重要なことだと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 令和5年度に予算要求して、この池の問題を解決していくということでございますが、今現在を見てみると、止水シートで水漏れを防ぐというようなことで、何とか大賀ハスを持たせておるということでございますね。せんだった見てきました。そういうような止水シートでは駄目なわけですから、特に大事なのは、この古代植物の大賀ハスですね。それはやはりこの地域でも、滋賀県でも3か所ぐらいしかないと思うんですよ。例えば、私も草津の水生植物園へ視察に行きました。見に行きました。その職員さんたちは、やはり近年のハスと違って、大賀ハスに関してはかなり神経を使って栽培されておられます。開花したときを見に行ってみると、やはりすばらしい花が咲いております。こうしたこと踏まえて、今部長が答弁されましたね。一時的な止水防止じゃなしに、やっぱり半永久的なそういうような水槽をこれから作っていただきたいというのを回答をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再質問にお答えさせていただきます。

毎年大賀ハスについては多くの写真家ですとか、多くの方がたくさん見に来ていただいて、大変人気だというふうにぎわっております。そういうことを考えますと、3年から5年に一度そういったようにシートを張り替えるよりは、先ほどちょっと申しましたように、もう少し堅牢なつくりで池を造ったほうが、議員おっしゃるように半永久的に持つのではないかと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君）　以前、この件に関して管理マニュアルがあるということをお聞きしておりますが、マニュアルの概略を説明していただけますか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　管理マニュアルについて、概略についてお答えさせていただきます。

当園で栽培している大賀ハスの管理マニュアルの概略につきましては、次の3点を考えております。1つは肥料を与えること、施肥ですね。2つ目は、水や害虫の管理、3つ目は植え替えに注意して管理をするということでございます。肥料を与えることは、油かすを4月初めには、その後は生育状況を見ながら必要に応じて施しております。また、水についても株元を目安に管理する一方、適時入れ替えも行っております。さらに、6月から7月の開花時にはアブラムシの駆除なども行っております。植え替えについては、防水シートの張り替えタイミングも考慮しながら、3年から5年に一度程度は行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君）　ただいまお聞きしました中で、管理マニュアルがあるにもかかわらず雑草が繁茂し、冠水がない状況が生じるのは、マニュアルにない愛情や神経が使える人、いわゆる適材適所の考えが必要です。これは、銅鐸博物館職員内の担当決めてなく、本庁からの人事異動時に適任者の配置をすべきと思うが、この考え方についてどう思われますか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　適任者については、今現在は歴史民俗博物館の学芸員がやつ

ております。今やっている担当者については、議員ご指摘の平成31年度から施しをして、今やっと慣れてきて、十分管理ができるということで、最初にやりました平成31年の2月の分については、少し慣れてなかったということでシートが破れてしまったという状況ではございますけども、今後はそういったことに注意をしながら、今の現在の職員で当たっていきたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） ただいま学芸員という何をお聞きしましたが、学芸員というのは様々なジャンルがあります、分野がありますね。その先生方にこのハスを管理していくだくということは大変な作業だと思います。そうしたことについて、やはり学芸員の中にどういった学芸員さんがいらっしゃるんですか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 学芸員については、市史の編纂をしたり、過去からの遺物ですとか、そういったものを整理するものとか、そういった学芸員がおります。

確かに、議員ご指摘の学芸員にやらせてどうなのかということなんですけども、今いる学芸員については、もう慣れてきておりますので、このまま継続して管理をしていきたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 学芸員については、考古学の分野とか中世の分野やとか様々な分野がありますね、学芸員の先生方の分野がね。こうした先生方をこういう植物に集中してもらうということは、自分の本来の仕事以外のことをしてもらうわけですから、そうしたことについて、やはり今後きちんとした適任者をそこへ配置すべきと私は思いますが、どう思われますか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今後うまく咲かなければそういうことも考えなければいけませんし、また、例えばシルバー人材センターからもちょっと管理に来ていただいていますので、そういった方にもノウハウを聞いて、ちょっとより深くその辺のことは知識を得て進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） ゼひとも大賀ハスが見事にまた来年も咲くように、私もまた祈っていますので、気張って頑張ってやってください。

次に、弥生の森公園の主役でもある先ほど申し上げました茅葺き堅穴住居4棟、高床式倉庫1棟の維持管理についてお伺いをいたします。

茅葺き屋根の寿命は、茅葺きの厚さや傾斜角度、それに内部で火を炊くか否かで大きく左右されます。平均寿命としては20年から30年と言われます。自然環境の林の中に放置状態で34年の経過となる5棟の茅葺き屋根の現状は、5棟全てが見るに耐えない傷みようであり、1棟についてはブルーシートがかかっております。こういう状況ですね、こういう状況でございます。他の棟も見るに耐えかねないという、これはブルーシートのかかっている部分ですね。これが、棟がもう半分落ちたような状況の堅穴式住居でございます。他の棟にもほとんどがこういうような状況で放置されたままになっております。この痛々しい姿の棟もこれですね、いわゆる34年間ほったらかしの茅葺き屋根の典型的な姿がこの弥生の森にあるということではないでしょうか。この姿は野洲市の恥と認識しなければなりません。

ところが、1つだけ私の感じたことを申しますと、私の感じたって、これ私のなんですけど、あの現場を見に行ったときに、落葉の終わった後も2回目の確認に行きました。この一般質問を出した後に確認に行きました。そうしたら、桜の木の落ち葉がシルバーの方かどなたか存じませんが、きれいに掃いておられましたので、それを見て、これだけの森の落ち葉を始末されるのは大変だったやろうなというような思いで、その部分だけでも私は感謝をいたしました。それだけは申しておきます。悪いところばっかり言いません。

そこで、質問に入りますが、質問に当たってはこの現状を今の担当職に責任を問うつもりは私は全くありません。あえて言えば、34年間維持管理について誰も真剣に考えてこなかった私たち議員、歴代の長、担当職の連帶責任であると私は考えております。

そこでお伺いいたします。

ブルーシートがかけられている姿について、率直な所見をお聞かせください。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） それでは、ブルーシートがかけられている状況についてお答えをさせていただきます。

竪穴住居と高床倉庫については、弥生の森歴史公園の重要な構成物であると考えております。ブルーシートをかけている竪穴住居1棟については、特に劣化や損傷が著しく、大変見苦しい状況となっております。そのため、外観上や見学上、来園者の方々には大変ご迷惑をかけていると認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） ブルーシートがかけられているのは、この見学通路から裏側のほうにかけられています。この状況を見てみると、例えば小学校の子どもが学習に行った場合、この状況を見て子どもたちがどのようにこれを感じるか、私も素直に言って何をしとるんや、これはと。こんなことなら最初からせえへんかったほうがましやないかという思いを持っていると思います。今後このブルーシートがかけられているこの部分については、どういうような対応をされますか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 当該棟のふき替え等の修復についてのご質問だと思います。

修理についてはこれまでも検討をさせていただきました。しかし、残る3棟の竪穴住居と、1棟の高床倉庫で学習の場として十分活用できるものと判断し、今回のブルーシートをかけている竪穴住居については、来年の1月から3月にかけて解体をさせていただく予定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） このブルーシートがかけられているところは、もう手がつけられないというような状況ですね。

ただいま聞いておりますと、あの3棟については何とか修復できるということで間違いないでしようか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 他の竪穴住居の手入れとかふき替えのことのご質問にお答えをさせていただきます。

他の竪穴住居や高床倉庫については、これまでも博物館職員が可能な範囲で手入れを行ってきたところです。一方で、茅葺きの専門業者によるふき替えについても検討してきました。そのため、残りの竪穴住居と高床倉庫の修理の必要性についても十分認識していました。

すが、博物館の各種更新工事も考慮し、修理のスケジュールを検討しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） あとの3棟については、スケジュールを検討しているということですね。

今茅葺き職人さんがほとんどおられないという状況の中で、私もこういう問題はよく存じております。大変な仕事だと思うんです。普通の瓦をふくとか、瓦棒をふくとか、そういうような次元の修理じゃないわけですから、茅の確保、職人の手配、様々なことが問題となってくると思うんです。

3棟のほうはスケジュールを組むということをおっしゃいましたが、大体どういうようなスケジュールで考えておられるんですか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再質問にお答えさせていただきます。

茅葺きの見積り額としまして、小さいほうの棟については約1棟370万、大きい棟については約470万ぐらいかかる想定をしております。今現在いろんな歴史民俗博物館も修理の必要性がありますので、優先度を考えながら、茅葺きのほうの修理のほうも検討していくみたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 他との兼ね合いがあるということをお聞きしましたが、たちまち優先順位からいうと、やはりこちらのほうが、これは解体ということですが、こちらのほうが優先されるべきじゃないですか。今、小さいほうが370万、大きいほうが470万ということですが、合わせて800万ちょっと。確かにこういう部分には予算措置が、私から思うとかなり少ないとと思うんですよ。本当にこれから青少年の健全育成、様々な部分のことを考えていくと、こういうような歴史的な価値のあるものは、やはりどうしても保存していくべきだと私は思うわけですね。もう県下でもこういう堅穴住居、高床式倉庫、こういうのは県下でもほとんどないでしょう。野洲市だけだと私は思うんですよ、いろいろ調べてみましても。ですから、このような貴重な、しかも大岩山で日本一大きい銅鐸がここで発掘されている、出ているわけですよ。そうしたら歴史的な由緒ある地ですか

ら、その辺のことも市長はじめ教育関係、これはしっかりと認識していただかんことには、やはり弥生式というのは、もうご存じだと思いますが、縄文時代から弥生式、弥生文化に、弥生時代に入ったときの文化の進行度が全然違うんですよ。この竪穴式住居で生活された方々は、やはり壺を焼いたり、様々な日用雑貨品を焼いたり、野積み焼きというのが既にその当時完成しておったんですよ。そうしたことの歴史がここで裏づけされて、それが銅鐸資料館に出ている。そうしたことの関連性も踏まえたら、どうしてもこの弥生の森の竪穴式住居はどんなことあっても保存しておくべき。これはこれからのお子様の学習に対しても非常に大きな効果があると私は思います。ぜひともお願ひいたします。どうですか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　再質問にお答えをさせていただきます。

議員も最初にご指摘がありましたけども、なかなかこういった教育施設というか、歴史的なこういったことにお金をかけてこなかったという現実があって、今現在こういった状況に至っているというのはつくづく反省しているところでございます。

学校の子どもさんとかも見学も行きますし、大変見苦しい状況は本当に好ましくないというふうに思っておりますので、何とか早急に修理ができるよう考えていきたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君）　この現状に至ったのは、茅葺き屋根の寿命を考慮した経年に即した管理マニュアルの不備に帰結するのは明らかだと私は感じております。

そうした中で、この部分に関する管理マニュアルというのは今後作成されますか。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　管理マニュアルについては、今現在特段設けておりませんけども、こういった修理が必要な状況というのを考えますと、何らかのこういった場合にはどういうふうに対応するとか、そういった文書的なものも必要かというふうには思っております。

結果として、このような見苦しい状況となっているのは事実として受け止めておりますので、今後は何らかの善処する対策を講じていきたいと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） ちなみに、この部分の大賀ハスの池も踏ましたこの部分、先ほど申し上げました部分に対する維持管理費というのは、年間どの程度見ておられたんですか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 再々質問にお答えさせていただきます。

ちょっと、今すぐに資料として提示することはできません。申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） それは後ででも結構でございます。

平成9年度より、資料館が身近な施設となるよう体験学習を始めておられます、現状は今どうなっておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 体験学習については大変にぎわっておるというふうに聞いておりますので、このまま継続してやっていくということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 子どもたちの体験学習の場としては、教室で学ぶより、実体験して、現状を見て、ああ弥生時代にはこういうところでこういう生活されて、この弥生時代には農耕文化が発展したんだなというようなことを教室以外の体験で学習できる、本当にいい機会だと思います。こうした子どもたちを、やはりこれから野洲市の子どもたちを、こうした考えを持つ子どもたちを育てていくのが教育委員会の私は責務だと思います。

弥生の森公園の5棟の茅葺き住居、倉庫群は、銅鐸博物館を含み、弥生時代を彷彿させる重要な学習の場でもあり、観光資源です。いま一度往年の姿を取り戻すため、早急な施策を望みますが、いかがでございますか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 弥生の森については、前の木育のそういった事業においても大変たくさんの方が来ていただいたという状況でありまして、これからも適正な維持管理をして、何とかきれいなというか、ハスもそうですけども、堅穴住居についても管理をしていきたいと、そういうように思っております。

それと、先ほどちょっとご質問の弥生の森歴史公園の管理事業費ではございますけども、今年の予算額でございますが206万2,000円という予算で管理費を計上させていた

だいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 弥生の森からちょっと入ったところにスイレンですか、スイレンの池がありますね。あのスイレンの池、スイレンが咲く頃には私もよく行くんですよ。そうしたら、やはり遠方からでもカメラマンが来て、かなり弥生の森の部分、大賀ハスの部分、そしてスイレンの部分、様々な写真撮影をして、やはり楽しんでおられます。そうしたことでもやはり頭の中に入れて、また子どもたちの学習、こうしたことをやっぱり考えていただいて、野洲の一つの名所、野洲には大した名所がないんですよ。だから、きちんと位置づけを今後していただきますようにお願い申し上げまして、この件は終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に、自治会事業への交付金についてお尋ねをいたします。

当市は、自治会活動を支援する施策の1つに、高齢者が健康でいきいきと安心して生活ができる地域社会の構築を図ることを目的に、野洲市高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金の施策があります。例えば敬老祝賀会が目的であれば、自治会からの申請により、75歳以上の高齢者1人に1,200円の交付を受けることができます。

コミュニティのふれあいが希薄となり、孤立、孤独への社会問題がクローズアップされている昨今、交付金を起爆剤として、敬老祝賀を通してふれあいの場を提供できるならば、大いに意義があるものと評価できます。

そこで、お尋ねをいたします。

4月1日現在、市内91自治会での当該交付金申請自治会数及びその使途はどういうようになっておりますか。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、鈴木議員の高齢者健康生きがい安心事業費等自治会交付金についてのご質問にお答えをさせていただきます。

令和4年1月末現在で、当該交付金の申請をいただいた自治会数は68自治会となっております。また、その使い道、使途につきましては、コロナ禍でなかなか人が集まる事業を実施することが難しいということもございまして、申請いただいた自治会の9割においては戸別訪問による記念品等の贈呈と、見守りリストや見守りマップの作成といった見守り活動を実施いただいております。

なお、一部の自治会では敬老祝賀会の開催や、介護予防体操、ボウリング大会等を実施されたというふうに報告を受けております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 今の報告を見てちょっと驚きました。市内91自治会の申請数が68自治会でしたね。しかし、これは行政としてのPR不足じゃないのかなと私は思っておりますが、せっかくこういうような事業費の交付があるのにもかかわらず、91自治会の中で68自治会しか申請してないということは、これは行政のPR不足、また高齢者施策に対しての施策がきちんと浸透していないというような、そういうふうに私は捉えますが、どういうお考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のように、91自治会のうちの、今年ですと11月末で68自治会、昨年度ですと74自治会の申請ということで、自治会数に対して申請数が少し少ないということもあります。ただ、量等、対象者のいない自治会も若干含まれておりますので、もう少し割合としてはあるのかなというふうに思っておりますけれども、例年5月中旬に自治会のほうに文書でご案内をさせていただいて、申請をいただいているということですので、もう少し自治会でこの交付金活用いただけるように、ご指摘のようにもう少しPRとか、働きかけを強めていく必要があるのかなというふうには考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 例えば、高齢者健康生きがいを主体とした自治会での活動をされているそういう自治会を手本として、このあとの入ってない自治会へ、こういうような活動ができる、皆さん本当に喜んで楽しんでやっておられるんですよというPRをして、やはり自治会の申請数もこれから増やしていくという、そのPRを私はしていかな駄目だと思うんですよ。それはあなたたちの仕事であって、自治会の仕事じゃないんですよ。自治会は、交付を受けた自治会は、その原資を基に事業をやっておられるわけですから、そういう、どうですか、先進的な使い方をされている自治会のひな形を申請されておられない自治会へ説明に行くというようなことはお考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　高齢福祉課、地域包括支援センターで、そういった高齢者の集いということでふれあいサロンでありますとか、いきいき百歳体操について、積極的に周知をして、先進的な取り組みをしていただいているそういう地域のつながりという面で、先進的な地域の事例とかをまとめて紹介するような事業もやっております。それと併せて、今ご質問いただいている交付金についても、そういった周知の中で併せて今後各自治会のほうへお知らせをしていけたらというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君）　高齢者1人当たり1,200円の交付ですね。その使途は戸別訪問したり記念品を出したりしたということですね、使途は。

それでは、申請総交付金額はいくらぐらいになっていますか。

○議長（荒川泰宏君）　健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　ご質問の申請総交付金額につきましては、今年度11月末現在で755万9,095円となっております。

○議長（荒川泰宏君）　鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君）　やはり、この755万9,000円何がしかを出しておられるわけですから、高齢者に対して、やはりきっと生きがいがあるそういうような事業をやっぱり頑張ってやってもらいたい、そういうように私は思います。

次に、75歳以上の高齢者数及び自治会加入、非加入の内訳はどうなっておりますか。

○議長（荒川泰宏君）　健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、75歳以上の高齢者数及び自治会加入、非加入の内訳についてお答えさせていただきます。

当該交付金の交付基準であります75歳以上の高齢者数は7,660人となっております。

なお、自治会への加入につきましては、世帯単位の加入ということになっておりますので、年代ごとの内訳を把握することは難しい、できませんので、加入、非加入については不明ですけれども、令和4年度の野洲市全体の自治会加入率が98.2%であります。また、自治会等の地縁組織がない地域もございますので、自治会に加入されていない高齢者も一定数おられるものと認識をしております。

あと補足ですけれども、先ほどの質問に関連してお答えさせていただいてよろしいです

か。

5月にこの交付金の案内をさせていただくときに、担当課のほうでは、コロナ禍で工夫されて交付金を使っていただいている事例も含めて、併せて自治会のほうにご案内をさせていただいているということでございます。ちょっと補足をさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 自治会のない高齢者の対応はどういうようにされていますか。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 当該交付金につきましては、自治会事業に対する交付金でございますので、自治会等の地縁組織がない地域にお住まいの高齢者には交付金のほうは交付することができませんけれども、そういった地域にお住まいの高齢者の方には、地域包括支援センターの保健師等が必要に応じて訪問するなどの支援を行っております。交付金は自治会事業ですのでできませんけれども、そういった一般の高齢者施策としての支援をさせていただいております。

また、交付金は自治会員であることということを交付条件としていませんので、会員でない高齢者の方も対象として記念品とか配布いただいた自治会もあるというふうに聞いております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） いろいろと申しましたが、戸別訪問をして記念品を配るとか、自治会のない高齢者には保健師が訪問していろいろと、そういうようなことをお聞きしましたが、今私思うのは、高齢者はやはり奥さんを先に亡くしたり、ご主人を先に亡くしたり、いろんな方がおられて、本当に孤独な生活を送っておられる方がいらっしゃいます。こうした単品的な事業ではなくに、やはり高齢者がその自治会で一同輪になって、集まって、そこで様々な意見交換をしたりゲームをしたり、こうした場をやはりつくり上げていく、こうしたときに高齢者の横の連絡網が密になっていく、こうしたときに、高齢者の生きがいがそこで生まれてくる、そういう方向にやっぱり持っていくべきだと私は思いますが、いかがお考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 議員おっしゃるように、ひとり暮らし、もしくは高齢者のみの世帯というのも非常に増えてきております。そういったときに、高齢者の生きがいとか健康寿命の延伸とかということにつきましては、こういった地域のつながりとか

ということが非常に大事だというふうになっておりますので、生活支援体制整備事業とか、いろんな高齢者施策として、そういう横のつながり、地域での見守りが発展していくような取り組みを今現在取り組んでいるところでございますので、さらにそれについて努力していきたいというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 期待をしておりますので、どうぞよろしく。

次に、コミュニティにおいて、近年子どもの姿を見かけることがほとんどなくなった実感があります。大人と子どもが入り交じって日々ふれあっていた昔のことを思うと、良し悪しは別として隔世の感があり、誠に寂しい限りであります。

とは申せ、やはり核家族化したコミュニティの中で大人と子どもがふれあう機会、コミュニティの中で社会性を身につけた子どもを育てるのも地域の責任ではないでしょうか。

先ほど自治会活動を支援する施策の敬老祝賀会、交付金の意義について少し申しましたが、それに相通ずる交付金として、例えば子どもの日祝賀会とでも名づけましょうか、大人と子どもが触れ合う自治会活動行事への交付金を施策として考えてはいかがでしょうか。この交付金を起爆剤として、コミュニティの総合的な活性化も図れるものと確信します。所見をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 議員ご指摘のとおり、世代を超えた地域住民が、交流活動を通じて地域で子どもを育てるということは、非常に大切なことというふうに考えております。

しかしながら、市としましては様々な子育て施策にいろんな注力しておりますので、今現在新たな交付金については創設ということは考えておりません。

なお、自治会コミュニティの活性化ということでは、自治会が自主的に行われるまちづくり活動の行事等に、野洲市自治会活動活性化補助金の中にはそういったイベントに使えるイベント活動経費に対する支援がございますので、自治会活動で、コミュニティでそういったイベント、行事等をされるときは、そちらの各交付金のほうを活用いただけたらというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 今政策監が申されたのは、違う形での交付金を出しているとい

うようなことをおっしゃいましたね。今のこの件に関して。どういう交付金を出しておられるんですか。国から出た交付金とは別ですよ。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 市民部の協働推進課が所管しております自治会活動に対する補助金の中でも、そういった行事に使っていただく補助金を、そういった行事に、自治会がされる行事に使っていただける補助金がございますので、そちらのほうを活用いただけたらということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） その補助金は、子ども1人当たり200円か300円ぐらいじゃなかったですか。たしかそういうように認識しております。

私が申し上げているこの子どもの日の交付金とは別の話ですよ。違いますか。私が申し上げているのは、単体で子どもの日にこれをしてくれということを申し上げているわけですから、その辺のことを誤解しないでください。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 先ほど野洲市の自治会活動活性化補助金についてご説明させていただきます。ただ、議員のおっしゃっている内容と違うかもしれませんけど、取りあえず活性化補助金というのはどういうものかという視点でご説明をさせていただきます。

野洲市自治会活動活性化補助金は、住民と行政の協働によるまちづくりの推進のため、自治会が行うまちづくり活動事業に対する補助金で、自治会が実施する行事が対象となっております。現在は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として行事を取りやめておられる自治会も多いかと存じますが、過去の実績といたしまして、イベントにおける印刷物や出演者の謝礼、祭りに係る備品等に対して補助を行っています。これは全事業費80万上限の半額の40万円ということで補助しており、過去においての実績につきましては、スピーカーとかイベント印刷とか音響設備とか、子どもみこしの台車とか、綿菓子機とかに使っております。基本的に、これは子どもさんに特化したものではございません。自治会でいろんなことをする、他にも自治会館の椅子とか机、または防犯灯のLED化とか、いろんなメニューがありまして、その中のイベントとして活用していただく。議員おっしゃっているような子どもと世代間ふれあいの行事を催された場合、これを使っていただくことももちろん可能でございますが、自治会さんは自治会さんでいろんなつもりがございますので、それが全ての自治会さんで一斉にするかというと、多分そうではないという形

になっております。

以上、活性化補助金に対する説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 例えば活性化補助金、子ども1人当たり大体自治会の中でいくらぐらい、この子どもたちに充当されていますか、平均。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） これは1人当たりではございません。だから子どもさんに特化した制度ではないので、あくまでも一自治会に対して事業費80万の半額、40万を上限として、先ほど申し上げましたとおり子どものイベントに使っていただくことも可能ですが、他にも自治会館の椅子とか机とか、その他もろもろのものに使っていただくことも可能ですので、一斉に子どもさんの事業に使ってくださいといって用意する補助金ではございません。これはあくまでも交付金ではなく補助金でございますので、あくまでその事業に対して、自治会のやる各種事業に対して行うものでございます。例えば、先ほどの高齢者用の交付金があるような事業については二重になりますので、この補助金は使えないようになっています。あくまでも、どこの各担当課がしていない事業で自治会がするようなイベントとかに使えると、そういう形になっております。

以上、説明させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 行政の趣旨はよく分かります。私が申し上げているのは、老人会の1,200円ですか。これ単体で子ども1人当たりで1,200円くらい出したらどうやということを端的に言うてるわけですよ。だから、その自治会の交付金の中で自治会が割り当てているとか、そういうような次元の話をしているんじゃないですよ。分かりますか。分かったら、その事業に子ども1人当たり1,200円、老人会と同じぐらいの補助金を出す、それぐらいの覚悟があるのかないのかということを聞いていますよ。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 議員おっしゃっていただいた子ども1人当たり例えば1,200円とかいう補助金を出すかどうかということにつきまして、市といたしまして、私の所管では、子育て支援として保育施設の充実でありますとか、例えば子どもの医療費の無償化の拡大ですとか、それから教育委員会が行っています地域放課後子ども教室でありますが、そういったところで地域のふれあいということも促進していますので、单

体で1,200円を出すというような事業は、今現在のところ実施する予定はございません。考えてございません。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 誠に残念な回答です。子どもは日本の宝であります。年々出生率が減少しているそうした対策の一環として、私は先ほど述べましたように、施策を通じて将来を託す子どもたちへの支援を取り上げていただきたいということを私は申し上げているんですよ。

そこで、最後に市長にお尋ねをしたいと思います。

私がただいま質問いたしましたことは大変大きなことなんですよ。これは、将来を担う子どもたちのこと伺っていましたが、今までお話ししてきましたが、やはり子どもたちを健やかに、これから時代を背負っていただくそういう子どもたちを健やかに育てていく義務、それと今野洲市は大きいことに取り組んでいます。こんな小さいことができへんのに、大きなことを取り組んでいたかで失敗する例が大きいです。やはり小さいことからこつこつと積み上げていって、大きな大成をなすということが、これは昔から言われております。市長も実業家です。やはり、私の申し上げている今のこの話ですね、市長が、今後野洲市を背負っていただく子どもたちに、やはりどうしたらからの野洲市がよくなる、出生率が上がる、大人と子どもが健やかに暮らしていく、そういう施策をやっぱり私は目指していかな駄目なんですよ。大きなことだけやる、建物を建てる、それは目に見えてかなりあります。でも、やはり原点は今私が申し上げましたが、これは市政としての最低の原点であると私は思っております。ですから、今後、市長が今私が申し上げましたことについてどのように感じておられるのか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 子どもの日祝賀会とでも名づけて、そういうものを制定してはどうかということやと思うんですけども、端的に今も申されましたけども、出生率が上がるとか、子育てがしやすい、子どもに対する何かということを仰せなんですけども、確かにおっしゃるとおりです。出生率を上げるために、やはり子どもの医療費の無償化というか補助金を制定したりとか、そういうものの年齢を上げるとか、そういうことも大事なことですし、出生率を上げ、人口増加ということをこれから私も一生懸命今も考えてやっておりますけども、ただ、鈴木議員がおっしゃいました子どもの日祝賀会というのを一つこれ、じゃあ、どういうふうにしていくか、今の子どもがちょっと前の時代の子どもさんと日進

月歩のようにして、私も孫と一緒に毎日生活しておるんですけども、もう生活様式が全然違うんですよね。だから、そういうものを踏まえて、子どもを大事にして、子どもに対してご祝儀的なというたらおかしいんですけども、そういうものを考えていくってはどうかということに関しましては、一応検討はさせていただきますけども、基準というものをつけるのもなかなか難しい問題でもありますし、すぐにどうのこうのというご返事は出せないんですけども、検討させていただくというか、一度考えさせていただくということでお答えとさせていただきます。おっしゃっている意味は十分分かります。すみません、回答にならないんですけども、一生懸命やっていきますので。ありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 最終的に、子どもたちが野洲で生まれてよかったです、野洲で住んでよかったです、野洲で就職してよかったです、野洲で嫁さんをもらえてよかったです、野洲で嫁入りに行ってよかったです、そうした相乗効果が全体に広がるように、これから行政としてもやはりしっかりととした施策を打ち立ててください。

以上で私の質問を終わりります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第9号、第17番、稻垣誠亮議員。

○17番（稻垣誠亮君） 創政会、稻垣でございます。今回はリスタート、野洲駅南口周辺整備構想について、市長にお伺いいたします。

質問に先立ちですが、常々私は栃木市長の民間の力を活用して駅前市有地をもってにぎわいを創出するという方針に共鳴していますし、同じ会派で苦楽を共に行動してまいりましたので、基本的には同じ方向性を向いているのではないかと考えています。ですが、二元代表制のもと、自分の考えも積極的に提案してまいりたいと思っています。これまで同様、是々非々で議論をしてまいりたいと考えていますので、今回も建設的な一般質問をお願いしたいと思っています。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

1点目は、A、B、Cブロックの敷地面積、容積率、建ぺい率についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 稲垣議員のリスタート、野洲駅南口周辺整備構想についてのご質問の1点目にお答えします。

Aブロックの敷地面積は約5,400平方メートル、Bブロックの敷地面積は子どもの

家を含めますと約4,600平方メートルですが、官民連携の整備対象は約3,600平方メートルで、残りCブロックの敷地面積につきましては約2,000平方メートルでございます。

容積率につきましては、A、B、Cの3ブロックともに400%、建ぺい率はA、B、Cの3ブロックともに80%でございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） では、続きましてDブロック、Eブロックの敷地面積、容積率、建ぺい率についてもお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 稲城議員の2点目のご質問にお答えします。

Dブロックの敷地面積は約1万1,000平方メートル、Eブロックの敷地面積は約2,500平方メートル、容積率につきましては、D、E2ブロックともに200%でございます。建ぺい率につきましては、D、Eの2ブロックとも80%でございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） ありがとうございます。

3点目、お伺いいたします。

夢のあるまちづくりの視点から検討し、再開発事業を起爆剤として、文化を含む商業振興等を図っていく必要が今後あると思いますが、しかしながら、計画を急に進めるのではなく、まず時間をかけ、市民を置き去りにするのではなく、情報提供の周知徹底を図り、議会からも意見を伺っていただき、慎重に議論を尽くし、最終的な合意形成を図るべきであると思います。短期的な目線で一部エリアの売却を前提とするべきではないと思いますが、市長にお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 稲垣議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

ちょっと長いんですけど、まず、急に進めるのではなく慎重に議論を進めるべきというご意見についてお答えをいたします。

平成24年2月に、アサヒビール株式会社の野洲駅南口周辺所有地約9,300平方メートルを市が市民のために購入いたしました。それから10年以上が経過しております

が、これまで活用が図られておりません。また、7年前、平成27年3月には野洲駅南口周辺整備構想を策定しましたが、この際にお預かりした市民や関係機関、各種団体のご意見も活かされておりません。一方で、地元自治会や学区行政懇談会、市内の経済団体からは、一日も早い駅前整備を望まれておりますし、市議会各会派からも同様の要望を受けております。

このような中で、今回ようやくにぎわい創出に向け取り組む準備が整いました。

事業を進めるに当たっては、議員がおっしゃるように市民の声を聞くための懇談会や、先般開催いただいた都市基盤整備特別委員会など、議員の皆様への説明の機会を設け、慎重に議論を尽くしていきます。

次に、短期的な目線で一部エリアの売却を前提とするべきではないというお考えについてですが、駅前構想のエリアは大きくA、BブロックとD、Eブロックに分かれます。これらは同じ市有地であっても性質の異なる市の財産であり、平成27年の構想策定当初から、整備については分けて検討してまいりました。構想エリア全体を一旦白紙にして、駅前のこれだけの広大なエリアにおいて一体的に検討を進めることとなりますと、エリア内で現在供用している幼稚園、学童保育所、文化ホール、コミュニティセンター、小劇場、駅前自治会館、消防団詰所などの公共施設のあり方について速やかに整理した上で、施設の再配置も含め、構想の抜本的な見直しを行う必要があり、どれだけ急いでも、にぎわい創出まで10年以上の歳月を要することが安易に想定できます。

これまで、私は一貫して駅前における一日も早いにぎわいの創出を訴えてまいりました。ここで立ち止まるわけにはまいりません。10年以上空き地となっていた市の玄関口である野洲駅南口において、一日も早くにぎわいの創出を行う必要があると判断しております。もちろん、A、B、Cブロックの検討を進める中で、D、Eブロックの活用についても並行して検討を進めてまいりたいと思います。このような状況をご理解いただき、一日も早いにぎわい創出にご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 市長、ありがとうございます。

まず、部長、今の市長の答弁を受けまして再質問をさせていただけたらと思っているんですが、今市長の答弁の中にもありました野洲駅南口周辺整備構想についてなんですが、今回特別委員会で大きな見直し方針が出されているかと思いますが、この整備構想の過程、

そして平成27年、今ありました整備構想の製本の中で、この整備手順として、中では当時緊急性の高かった市立野洲病院の整備が前提条件にそもそもなっているとは思うんです。第1段階として、優先度の高い市立病院と市営駐車場を中心に整備と。第2段階として、今市長のほうから答弁もありましたが、既存施設の制約条件、そして耐用年数等を考慮して展開とあったんですが、今ここの認識は共通でよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初というお話でございますので、当初につきましては病院の整備というものが計画の中にございました。今回特別委員会でお示しさせていただいたのは、その病院機能がこの駅前から、その機能が駅前からなくなる想定のもとに、その残った土地につきましてはぎわいのものをそこに面積、面的に広げていきましょうという形の説明をさせていただいております。

実施の時期でございますけれども、先ほど市長の答弁ございましたけれども、一定の全体的なことは当然視野に入れながらも、まずはA、B、Cを一つの考え方とし、D、Eにつきましては並行して、違う懸案事項等もございますので、それを並行して検討していくと、そのような答えであったと思います。よって、私も認識はそれ等と一緒にございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 今回、市長にご尽力いただきました体育館横病院ですね、整備計画の方針が決定しまして推進をしていただいている過程でございますが、それによって、そもそも平成27年の整備構想の第1段階の前提条件、病院を整備するという部分については消失しつつあるのかなと思っています。したがって、A、B、C、D、Eを一体として整備構想を練り直すことは、以前よりも、平成27年当時の構想時の企画検討段階よりも容易に、その当時の市立病院の優先順位がありましたので、以前よりも容易になって、一体構想を練り直すことが容易になっているのかとは思うんです。一体ですることは、私は市民の利益享受、そして経済的合理性にもかなっているのではないかと思うんですが、市長の答弁は経済的合理性よりも時間を優先させるという、そういう部分で解釈したらよろしいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今、一体的にA、B、D、Eを一体的に考えることも経済的合理

性があるやろうということを言わされましたけども、先ほど私が申し上げたように、D、Eを踏まえて全体で一体的にというと、また十数年かかると思うんですよ。そうすると、議員ももちろんご存じだと思うんですけど、このA、Bを先に整備することのほうが経済的合理性が高いと。というのが、あくまでもまだこれから先ほども言った公共施設があるわけですよ。それをどのようにしていくかという議論をしていくわけなんですね。だから、一体的に考えていくというのはいいんですよ。いいんですけど、あのA、B、D、Eを1つの土地と、一団の土地として開発というのはほぼ不可能なんですね、道路もありますし。その道路もあるし、分断されているわけなんですね。ということは、A、BはA、Bで計画を立てて、D、EはD、Eで計画を立てて、後でドッキングさせるということは可能かもわからないです。それは可能でしょうけど、今それを同時にすること自体が、ちょっと無理があるというふうに私は思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） その10年という今期間を出されたんですけど、その10年という期間をどう捉えるかだと思うんですよ。今現在、60代、70代の方の10年と、我々の例えば30代、40代のこれから10年というのは時間軸の感覚が違うと思いますし、僕はこれからの10年、その10年というのは、今後の将来の野洲の体系を立てる上で、長いといえば長いですけど、慎重に僕はるべきなのかなと思うんですけど、市長、これ、私そもそも売却自体に反対しているわけではないんです。

今回通告に当たって、Aブロック、Bブロック、Cブロックを上空から私改めて観察してみたんですよ。そうすると、これ、施設の整備上どうしても駐車場というのが必須要件になってくるのかなというふうに思うんですが、そうすると、このBブロックの位置に立体駐車場を確保することにならざるを得ないと思うんですね。そうすると、AとCだけを見ると、意外と狭く感じるんですよね。

今回、にぎわいの創出エリアと特別委員会の資料にも書かれていますけど、恐らく私の推論では、低階層の商業施設の上にマンションが連結されるか、あるいは並列されるかというような、要は半起爆剤的なもので終わってしまうのかなと。要は、野洲の魅力を発信するためのシンボリックとするためには不十分ではないのかなというふうに私素直に思つたんです。

今回議会の情勢を見ていますと、過半数の賛成で議会の承認は得られるのかもしれません、市長、病院整備の方向性の確立で、市長の実績は一定、僕担保されたと思っている

んです。ここで長期的には言いませんが、中期的な視点で見渡していただいて、具体的には、土地区画整理、公道の話も先ほど出ましたので、土地区画整理も視野に入れていただいて、ここでも30代、40代の市職員、議員含めて全員で6名いるのかな、土地区画整理も視野に入れて、市長のもと、中堅若手世代に受け渡すつもりで修正していただけないかなと私は思うんですが、答弁を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 言っておられることが分からることはないんですけど、10年という月日、例えばですけど、今のこの10年ぐらいかかるだろうというこの10年というのは、結構長いんですよ。稻垣議員、お若い、今40いっているとしたら、もう我々の孫にしてみたら、もうおじさんなんですよね。おじさんの意見はどうなのかという声がまた若い子からも聞こえる。だから、今稻垣議員も言われたように、何かすばらしいプラン、案があるんやったら、議員としてぜひ提案してください。こういうビジョンがあるとかいうんやったら。何もそれをシャットアウトしているわけやないわけですから、どんどん意見があるんやったら聞かせていただきたい。ただ、物理的に無理だというのは、やはり文化ホール、幼稚園、大きいのが文化ホール、幼稚園、学童、コミセンですやん。コミセンもあそこにあるわけですから、これをどういうふうに、どこへどういうふうにするかという問題もやっぱり出てきますやん。どこか高いところから見下ろして、意外と狭いなという感じはったわけでしょうけど、区画整理と言わはったけれども、区画整理するのに、例えばまだ手つかずの農地とか、そういうところですと、まだその区画整理してこういう形でということは可能ですよ。でも、あそこにはもう既に民間のマンションがある、民間の住宅も密集している、その中で区画整備するというのも、やっぱり限界があると思うんですよね。それぞれに今生活しておられるわけですから、だからそれを一体で区画整備するというのは、区画整備事業としたら、そのA、Bの中で、Aの中で区画整理するとか、そういうような話になってくるわけです。真ん中に道が入っているわけですから。だからそういうふうに考えると、なかなかそう全体を区画整理するのは難しいと思います。だから、いい提案があるんやったらぜひまた教えていただけたらありがたい。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 物理的には無理で、利害関係者がいるので、なかなかその土地区画整理の話ですね、難しいという趣旨だとは思うんですが、物理的に無理だ、難しいというのは、短時間で早期に解決しようと思うとなかなか難しいと思うんですよ。だから、

次の世代に、市長のもとに次の世代に要は受け渡すつもりで取り組んでいただければ、決してできないことでは僕はないと思うんです。最終的には市長が上程されることなので、なんんですけど、そこはどうですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 確かに、若者に渡してそれを再検討してもらって、あと10年かかるが20年かかるが頑張ってやっていただけたらいいという話かもわからないんですけど、今現在あそこには駅前自治会もございますし、野洲学区という行懇も行ってきたんですけど、何も若い人だけがあそこに住んでいるわけではなく、高齢者の方もおられまし、いろんな市民の方々がおられるわけなんですね。その中で、お聞きした話の、これ今の話で聞いた話じゃないんですけども、何年か前に行ってお話を聞いたんですけども、野洲の駅前に住んだけども、お風呂屋さんがありましたよね。お風呂屋さんが解体されですから、そのまま10数年ずっと空き地のままやと。駅前に住んでいて、こんな寂しいことはないと。何かやっぱり整備してやってほしいという切実な願いというんですか、そういうことを言われたのがやっぱり脳裏にあるんですね。だから、自らの生きている間にやっぱりそういうにぎわいをやっぱり出してほしいということを言われたんですよ。その方も年々歳いかれるわけだから、若い人にバトンタッチして、あと10年、20年、皆さん辛抱してくださいと、それはなかなかまた話が違うん違うかなと思うんですよね。

だから、若い人にそれをバトンタッチしていくというのはそれは否定はしません。若い人にやっていただいたらいいんやけども、これもう既に10数年空き地のままなんですね。これを一日も早く、にぎわいの創出やというて私選挙を戦わせてもらってやっているわけですから、もうあと10年、一日も早く、もう10年いただきますとはなかなか私も言いにくい部分がありますので、そこはご理解いただいて、ご協力いただけたらありがたいなと。

ただ、全体を見渡しての計画というのは、やっぱり考えていかなあかんと思うんですね。でも、一団の土地としては難しいということなんですよ、法的にも。もう既存の住宅というんですか、もう住んでおられる、あそこは密集しているですから、そういうことを考えると、なかなか簡単にはいかないということもご理解いただきたい。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 10年という期間は、やはり相当長いということですね、市長のお考えでは。

提案してくださいということだったので、今、赤坂部長のほうから答弁がありましたが、敷地面積、Aが5,400ですか、Cが2,000平米ですね、それで容積率を見ていろいろ考えてみたんですけど、今の現状の容積率で考えると、結構そんなに大きなシンボル的なものってね、どう考えても僕はつくれないのかなと思うんですが、そこは市長、可能だとお考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） どういう意味で可能かということをお聞きになっておられるのか、ちょっと分からぬ。例えば議員が言うように、容積率が400%、1,000平米の400いうたら、400%いうと4,000平米です。4,000平米のもんが建つ、いや、6,000平米のもんを建てたいんやという何かがあって、400パーでは足らんという質問やったら答えられるんですけど、どういうものを想定しての400か、600か800かというのが、だからそれは提案していただく内容によって容積率も当然考えていくべきではないかなとは思っておりますけども、今直ちに400では狭いので、少ないので、600にしますとかそういう話ではないというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） すみません、私の言い方がちょっとよくなかったかもしれません。Aブロック、Cブロックで、要は集客力が期待できるような、この既存の面積だけで企画、草案することは現状難しいのではないかというふうに思うんです。当然これ、野洲のシンボル的なものをつくられようとしているとは思うんですけど、起爆剤としては、この単体でここだけを、AとBだけを見ると、ちょっと可能性が少ないのかなというふうに思うんですが、そこはどうですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） だから、提案していただく内容によってそういうものは検討していくものであって、今現実400%で80の400ですよね。だから、それで検討して、容積率が少ないとおっしゃるなら、そこでまた検討させていただくと、市当局として検討していくことになるわけですから、今どういうものを想定しての話かになってくるわけなんですね。当然稻垣議員が民間として、100億近いお金を出していただいて、私がやろうと言つていただくんやつたら、それはそれでなら600、400では足らないよ、600ですよと言われたらそれはそうかもわからんんですけど、今何もない状態ですので、多い少ないというのは次の議論になるのと違うかなというふうには思います。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 単純にAとCブロックで容積率の問題で言っているわけではなくて、あくまでも全体として、AからEまでの全体のスケールメリットを踏まえないと、単体ではいくら容積率を少し変更したところで、可能性の幅は広がらないのではないかということを危惧して質問しました。

市長、これ、少なくとも最大限にこの周辺整備構想のAからE、今はAからCを先にされるということなんですが、これ支援業務を発注する前に、やはり私まず市民へ情報の提供をまず図っていただきたい、私ども議員にも、やはり深く考えるお時間をいただきたいんです。

これ、先月の都市基盤整備、11月22日ですか、そのときに資料を頂いて、議員として、議会として初めてこのことを知りましたが、やはりこのまま進むと、どうしても期間が短いので視野が狭くなってしまうのかなと。せめて今定例会の債務負担行為の上程は見送られたほうがいいのかなと思うんですが、そこは市長どうですか。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員に申し述べます。今の発言は議案質疑になりますので、一般質問ではございません。

稻垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） ちょっと言い方を変えたいと思います。

もう少し議員に考える時間をいただきたく思うんですが、そこは市長どうでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 性急に進めているというイメージで私聞いている、そういう感じで言われていると思うんですけど、今回の委託をして決めるというのは、何もこういうものを建てるんです、こういうものを構想しているんですという前段階なんですよね。どういう構想、もともとある市民、関係機関で決めていただいた構想があります、基本構想。それを基に、実際どういうものがこのにぎわいの創出になるかということを支援業務してもらうということなんですよ。だから、そこで皆さんのがいろんなご意見もお聞かせいただけるという話で、今までそういうことをしていない経験のない職員が寄って、1つのものをまとめていくたって、現実離れしたような話になってしまってこれは前へ進まないんですよね。だから、そこにはそういう支援をしていただきたい、専門的に支援、建築基準法とかいろんなものがこれ携わってくるわけですよ。今も稻垣議員が言ったようにA、B、C、D、E全部併せてやけども、実質ある現在の道路、あの道路の付け替えいうたって、市道

やから付け替えられると思っておられるかもわからんけども、あそこ、もうライフラインが通っているんですよね。それを取るわけにいかんですよ。そして生活道路として、もう既に機能されているわけですから、だから何のためにそういうこともどういうんですか、区画整理なりしていかなあかんのかということを、逆に市民さんは疑問に思われると思うんですよね。だったら、今空いているA、B、C、D、Eで考えるべきだ、だから、D、Eについては、今現在幼稚園等々公共施設があるわけですから、そういうものをどういうふうにしていくかということも同時に進めていくべきではないかなというふうに思うんです。その文化ホールも含めて。だから、そういうことの支援業務をしていただこうということでの予算なんですよ。だから、それを今業務発注して、全部決めてしまうんだったら何も債務負担行為をする必要ないんですよ。だから、一日も早くそういうものをしていきたいから、早めに債務負担行為をお願いしたいということを言っているわけなんですよね。議案質疑のあれになってしましましたけども。だから、何か性急に、早くしたいというのももちろんなんです。稻垣議員ぐらいの若さが私にあれば、そう早く早く言わなか分からんんですけども、病院も早くせんと老朽化している、病院をつくるかつくらないかも踏まえて、これ10数年、10年を超える期間駅前が何も建ってない更地の状態やったということをあそこに住んでおられる皆さんに訴えられたら、やはり一日も早くにぎわいを創出するものを整備していくべきやというふうに考えて前へ進めているわけですから、ぜひご理解いただきたい。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） ただ市長、そうはいいましても、市長にしても原課にしても、今回のことに限らず、市長や原課の方針とか方向性なしに物事を進めるということはないわけで、基本的に今後のスケジュールを考えると、売却がどうしても前提になってしまうのではないかなという方向性が私には思うんです。市民の意見を今聞いて反映させてもらうというふうにもお言葉もいただいたんですけど、基本的に病院の評価委員会とか、事例は違いますけど病院の評価委員会や体育館横病院の市民懇談会同様、結果的にですよ、これは。結果的に市長と原課の方針が、例えば南口周辺整備構想の検討委員会や市民懇談会とかに上程されて、伺うという形式的なものはそろっているかもしれませんけど、既成事実となってしまうのではないかなというところが、タイムスケジュールとか見ていると私は心配、危惧しているんですが、そこは市長、どうですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） そのようなことはないというふうに私は思っております。病院と一緒にされるとちょっと具合悪いですけど、病院というのはもう決まっていますよね。何床するかによって大きさも変わってくるでしょうし、どこにするかという問題で今まで市を二分してきた部分があったと思うんですけども、これは場所はもう決まっているんですよね。そこをどういうふうにしていくかという、どういうものをにぎわいの創出としてやっていくかということになってくるわけなんですね。だから、検討委員会とかそういうのももちろんつくってやっていくわけなんんですけども、それまでに執行部のほうの考えがそのまま行くのと違うかということなんんですけど、我々は何も出してないです。我々というのは執行部のほうでは。だから、それは基本になるのは先ほども言いましたけど、基本構想というのがありますやん。南口駅前整備構想の。それをまず第一踏まえた上で、今まで市民さんの意見、市民の意見とかはもう集約しているわけですよ。それをどういう形にしていくかというのがこれから課題と違うかというので急いでいるんですね。早く。

だから、先ほどちらっと言われた売却が基本になるとか言わされましたけど、それは今までから申し上げているように、実際民間が整備していただくわけですから、民間の活力というんですか、民間の力で整備をお願いしようというのが基本的な考え方しているわけですから、それは民間事業者さんが購入を希望されたら売却もします。賃貸を希望されたらそれでもいいですよということで、あらゆるチャンネルというんですか、は用意した上で進めたいみたいというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 市長、端的にお伺いするんですけど、私の今回の質問の趣旨は理解していただいていると思うんですけど、Aから、A、B、C、D、Eの全体の敷地面積を土地区画の整理によって10年スパンで再開発をすることが、要はそのAからEの経済的価値が最大限に發揮できる状況ではあると思うんですけど、もうその時間の問題で短期に早期開発したいので、そこは今の考えよりはAからCでもう先に進めてしまうということで理解していいですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 質問ではなかったんですけど、経済的合理性の中の1つに、A、Bについては朝日麦芽から先ほども言いましたけど購入しているんですよね。ということは、それを例えば繰上償還して借金がなくなったとはいえ、一財にしろ病院事業債にしろ、病院事業会計にせよ、その分が捻出しているわけなんですね。ということは、それを取

り戻すと言ったらおかしいですけども、その分またどうしても収益として上げていかなあかんわけなんですよ。ということは、また10年塩漬けにするというよりも、やはりそこを生かして税収を図っていくというほうが、経済的合理性が高いというふうに私は考えているということなんです。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） このAからEの全体の敷地面積を合計すると3万平米超えてくると思うんですよ。それに容積を掛けば、とてつもない全体の延べ床面積を単純計算ですよ、単純計算ですけど、上空に空間に取ることができると。あと、それによって空いた敷地にあらゆる地上の施設を造ったりもすることができるかなという思いで、私はちょっとAからEを一体で見ることができたらいいのかなというふうには思ったんですが、最後、そこを市長、お願ひします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ちょっとはっきり覚えてないんですけど、たしか道路を挟んで容積率を、AブロックとBブロックを足しての容積率にはならなかつたと思うんですよね。ということは、その島々で400なら400%の容積率で計算せないかんから、合算してというのはなかつたと思うんですね。だから、それはちょっと難しいん違うかなというふうに思いますし、いかんせん先ほども申し上げておりますけど、一番はやっぱり公共施設がD、Eにはあるということ、それをまずどうするかと。どうするかということをもう検討せないかんですよ。D、Eにある公共施設も老朽化していますので、幼稚園ももちろん老朽化していますし、それをどこでどうするか、現地で建て替えるのかというのも、これこそやっぱり市民の皆さんに聞かないと、今A、B、C、D、E全体を開発と言われても、そこにはいろんな方々が関係しておられるわけなんですね。例えば幼稚園でしたら、そこへ通っているお子さんもいれば、もちろんお母さん、お父さんもいるわけですから、そういう方のことも考えないかんし、コミセンもあります。コミセンも、じゃあ、どこかちょっと外れのほうに行ってもらいましょうかなんて勝手にできるものではないですやん。文化ホールにしたって、駅前に文化ホールをこれからどうするんやというのがまだ決まってもない。そういう状況の中で、今これを全部フリーズしてしまうというのはいかがなものかなと。そして、地元の自治会さん、学区の連合会さんもおっしゃっておられるように、一日も早い整備をしてくれという要望もあるわけなんですね。これは若いとか年いっているとか、10年とかいう話じゃないと思うんですよ。そこで生活している方とか、そう

いう方の思いがやっぱりまず第一、行政として考えていかなあかんのと違うかと。

いつぞやＮＨＫでもやっていたですかね、新宿の駅にビルがいっぱい建った経緯とかいうのがやっていたのを見てたんですけども、そういうふうにはもうならへんですわ。野洲に例えば丸ビルみたいなでかいビルをどんどん建てて、じゃあ、そこで何をするのかという話に逆になるでしょう。だからビジネスとして考えて、この野洲駅、新快速の発着する駅でもあるポテンシャルは高い。でも、ポテンシャルは高いけども、京都駅や大阪駅のようなものをそこへ1つだけ建てて、じゃあ、それが成り立っていくかということは、それは企業が十分考えた上で提案してこられると思うんですよね。だから、どこかの屋上から見て、場所狭いやないかと言われても、広ければいいかというような話でもあるわけなんですね。だから、その辺をよくよく考えていただきたい。

○議長（荒川泰宏君） 稲垣議員に申し上げます。

先ほどから質問と回答が同じことの繰り返しでございますので、しっかりとした質問をしてください。

稻垣議員。

○17番（稻垣誠亮君） 市長、何も私幼稚園とかコミセンとか文化ホール、子どもの家にしてもそうですし、地元自治会さんの建物もあります。そういった方々と一緒に話し合って、それらの文化スポーツ機能というのも維持した上での提案をしているつもりなので、そこをなくせとか、そういうふうな趣旨で私発言していませんので、そこは誤解のないようにと言っておきます。

ただ、市長の今の答弁でお考えは十分分かりましたので、これで一般質問終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第10号、第13番、山崎有子議員。

○13番（山崎有子君） 第13番、創政会、山崎有子。2項目について質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

1項目めです。通園、通学バスの安全管理について。

今年9月に静岡県牧之原市の認定こども園で、送迎バスに取り残された園児が死亡するという痛ましい事故が発生しました。野洲市でも、今年3月に通園バスに取り残された園児がいて、バスが車庫まで移動した後に運転手が気がつかれて、すぐに送り届けたという事案が起こっていました。他にも、大事には至りませんでしたが、一関市でバスに取り残された園児が車内でクラクションを鳴らして知らせたという事案もありました。どこでも、

いつでも起こり得ることで、安全管理の徹底の大切さを感じております。

そこで、第1問をさせていただきます。

野洲市での通園、通学バスの台数と、1回に乗車する園児、学童の人数、そして添乗員の人数を伺います。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　山崎議員の、通園、通学バスの安全管理についての1点目について、お答えをさせていただきます。

通園、通学バスについては、バス2台を通園と通学とで共用で運行をしております。

次に、1回に乗車する人数については、幼稚園の登園時が約40人、降園時が2回に分けるため、約15人となっております。

また、小学校の登校時が25名から47名、下校時は曜日によって違いますけども、18名から47名というふうになっております。

最後に、添乗員については、幼稚園の登園時には市のシルバー人材センターの添乗員2名が乗車し、降園時には幼稚園職員1名が乗車をしております。

また、小学校では登校時の途中からシルバー人材センターの添乗員2名が乗車をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　山崎議員。

○13番（山崎有子君）　ありがとうございました。

2問目に移ります。

野洲市の通園、通学バスがマイクロとかではなく、大型で人数も多く、しっかりした対策が必要と考えます。

3月の事案が発生してから後、事故防止策を立てられたと聞いていますが、具体的にどのような安全管理対策を立てられたか、伺います。

○議長（荒川泰宏君）　馬野教育部長。

○教育部長（馬野　明君）　それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、幼稚園では3月に事案が発生した時点でマニュアルを見直すとともに、改めて関係者にマニュアルに従った対応を行うことを周知徹底いたしました。

また、その後も各地で同様の事故が報告されていることから、9月に改めて関係者に周知徹底を行うとともに、エンジントラブルなどの緊急事故発生時の対応についての避難訓

練も行いました。

さらに、11月には市ののみの点検だけではなく、県担当課にお願いし、安全管理実地調査を行いました。具体的には、降車時には2名の添乗員がバスの後ろまで行き、座席下も含めて確認することや、引き渡し時にバス人数連絡票の人数を複数人で声を出して確認することを徹底し、さらに確認チェック表に確認者の欄を設けるなど、それぞれの担当が責任を持った確認ができるようにしております。

次に、小学校では児童の登校時のバス到着時に小学校の職員、バスの運転手及びシルバ一人材センターの添乗員により、目視で児童の降車確認を行っております。

しかし、下校時はバスの運転手による降車確認のみとなることから、降車時にバス内に乗っている児童がいないか互いに声をかけ合うこと、万が一車内に取り残された場合に備え、非常口の確認、クラクションを鳴らすこと、鳴らしてバス車外への知らせ方など、自分の身を守る方法を児童へ指導や訓練を行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。ありがとうございます。

3問目にお聞きします。

9月に静岡県牧之原市で発生した死亡事故後、滋賀県として10月から12月にかけて、県職員が通園、通学バスを使用している園、学校を訪問して安全管理調査をされるとの報道がありました。県による安全管理調査はいつありましたでしょうか。また、その際指導や指摘とかはあったか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、県の安全管理調査につきましては幼稚園のほうで受けさせていただきましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

滋賀県による本市の安全管理実地調査は、去る11月9日に実施をされました。実際の登園時に、バスから降車する際の確認手順などのチェックなどの実地調査と、それからマニュアル等の書類調査を受けました。

その際、マニュアルや現在の安全確認方法についての指摘は特にございませんでしたけれども、議員ご指摘のように、大型バスであり、降車後に園児がバスの陰に隠れて見えない可能性があるので、特に注意を払ってくださいということと、今後も定期的に関係者へ意識づけを行うことなどについてのご指導をいただきました。

指導を受けました点も含めて、今後も安全管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 再質問です。

では、野洲市でつくったマニュアルに沿ってされて、一応それは県の監査でよかったですということでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 当市で運用しているマニュアルと、それに従った手順ですね、実際の動きについて県から指摘はなかったので、それで合格ということはないですけども、特に問題はないということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。

それでは4問目、10月12日に政府が事故防止のためにヒューマンエラーを補完する安全装置の義務化をはじめとする緊急対策をまとめ、発表しています。財政措置も含まれています。

安全装置について伺います。

政府は、安全装置に関するガイドラインも出す、財政措置もするという予定のようですが、補助金を待たずに先駆けて安全装置をつける自治体もあるようですが、野洲市ではどのように考えて進めようとされているか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどからのマニュアルの見直しなどに加えて、安全装置の設置についても必要であると考えております。

この12月に、国においてガイドラインが取りまとめられるという予定でございますけれども、本市所有のバスと民間のバスとの2台により運行していることから、どのような装置の設置が最も効果的かを検討しております。

いずれにしましても、国において令和5年4月に安全装置の設置が義務化する動きがありますことから、早期の設置に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 今検討中ということですね。

株式会社村田製作所が、車内への児童、園児の置き去りを検知するシステムの導入に向けた開発をされており、本市所有の幼稚園バスを使った実証実験が行われたようなんですか。けれども、どのような結果だったでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） 5点目のご質問にお答えをさせていただきます。

先の11月30日に、本市所有のバスを使って実証実験を行ったところ、幼稚園の職員が参加し、多くの報道機関の取材も受けさせていただきました。

安全装置は、電波の送信機と受信機の間を人が動くと、モニターに人の動きや呼吸による身体の微細な動きも検知されており、高い精度で検知されるということが分かりました。今後はクラクションを鳴らすことや、メール、アプリへの配信と組み合わせるなど、検知した情報をバスの車外へどのように伝達するか、効果的な通知方法について、村田製作所と引き続き協議を重ねて、実現化ができるよう、全面的に協力していきたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 再質問させていただきます。

新聞では、バスメーカーと運行主体など協議が必要で、課題もまだまだあるというふうには報じられていたんですけども、検討を重ねていかれると思うんですが、いつ頃をめどにとかいう目標とかはございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明君） あくまで製作されるのは村田製作所さんでございますので、私らとしましては、全面的に協力させていただくということしかちょっと申し上げられませんので、こちらとしては、村田製作所さんに早くにちょっと作っていただきたいと、そういうふうに願っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。一日も早く開発が進みまして、実際に運用できることを願いたいと思います。

6問目の質問をさせていただきます。

安全装置は、事故防止の大きな武器になります。しかし、先ほど伺いました点検実施のマニュアルも大切ですし、さらに、マニュアルどおりに乗車、下車時の確認、そして保護者との出欠連絡の確認、園内に入る前の園児の存在確認など、毎日実施されていることが何よりも重要と考えております。現場での指導等はどのようにされていますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君）　田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、現場のことということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、毎日の確実な点検実施が必要不可欠であります。そのためには、関係者全員に意識づけを徹底して、マニュアルを遵守することが重要であると考えております。

このことから、3月の園児降車漏れの事案以降、関係者全員によるマニュアルの確認と手順の遵守を徹底してきました。さらにヒヤリハットの事例ですね、それをまとめて関係者が全員で共有、確認をするということなどもして、関係者一人ひとりが高い意識を持って行動できるようにしているところでございます。

○議長（荒川泰宏君）　山崎議員。

○13番（山崎有子君）　ありがとうございます。今後も心がけていただきたいと思います。

7問目、6と関連しますけれども、先日大阪府岸和田市で、お父さんが保育園に送るべきお子さんを自家用車の車内に残したままにして、2歳のお子さんが死亡するという非常に悲しい事故が起きました。お子さんが登園しているか、いなければ保護者に出欠の確認をされていれば防げた事故がありました。いくら注意をしても、ヒューマンエラーというものはどうしても起こり得ます。エラーを防止し、現場の職員の皆さんのがんばりの軽減のためにも、何か対策を取られる予定がありますでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君）　田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君）　それでは、7番目のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、市ではICTを活用した保育業務システムの整備を進めております。その中には、登園管理システムも含まれております。そのシステムでは、登園時にQRコードを読み込ますことで登園の登録ができますし、都合で欠席される場合につきましても、保護者が

スマホをお持ちでしたら、スマホのほうから欠席の連絡を送るというようなこともできるようになっております。そして、そういった情報につきましてはシステムを取りまとめられて、一元的に管理ができ、すぐ確認ができるという状況になるということでございます。

このシステムの導入によりまして、保護者の利便性の向上と現場職員の負担軽減が図られまして、さらにはヒューマンエラーの防止にも役立つものと考えております。

今年度につきましては、行畠こども園と中主幼稚園に導入を行うこととしまして、現在導入事業者と各園で実際の現場に即した運用ができるように調整を行いながら、導入作業を進めているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 再質問ですが、今現在は保護者の方、出欠席とかについては電話で連絡をしていると思います。それで、担任の方への連絡とか、とにかく手間がかかっているように思うんですけども、そのように導入されたらいいんですけども、今はまだ電話でということでしょうか、そのシステムが整うまで。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 今現在は、議員おっしゃるように電話連絡が基本、ですから電話連絡しかございません。それで、特に保育所等ですと、朝は早朝から保育がありまして、受け入れに人員が少ない時間帯でもあるので、極端なことを言いますと職員が電話の子機をポケットに入れながら、子どもの受け入れをしつつ、欠席の連絡を受けて、それを職員室のボードと、それをまた教室のほうに共有するということで非常に手間がかっておりますけども、このシステムを導入されると、子機を持って子どもを受け入れするというようなこともなく、職員室のほうで一元的に管理がでけて、それを各教室に共有できるということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 職員の皆さんも非常にご苦労されていると思いますし、エラーが起きる可能性が高いように思いますので、ぜひとも早くに導入していただきたいと思います。

8問目行きます。

ヒューマンエラーは、受け止める側にも送り出す側にも両方に起こり得ることです。保護者の皆さんに出欠の連絡徹底など、注意喚起はされておられますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、8番目の質問にお答えをさせていただきます。

園児の出欠確認につきましては、先ほど電話等で連絡をいただきんどすけれども、園児が来ておらず、朝の9時、中主の場合はバスの関係でちょっと遅いんですけども、欠席の連絡がない場合については、必ず園のほうから保護者に連絡をして確認を行うようにしております。

さらに、確認漏れがないように、ちょっと先ほども触れましたけど、職員室と保育室それぞれに欠席者を管理する表をそれぞれ置きまして、複数人で読み合わせして確認をしております。

また、岸和田の事故を受けまして、保護者には年度当初、「必ず連絡ください」ということをお知らせしているんですけども、逆に園のほうで出欠確認する時刻とか、記録の仕方、それから情報共有の仕方ですね、それについて再確認して、確認漏れがないように徹底するように、園長会で各園長のほうに指示をさせていただいたところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 毎日事故のないように職員の皆様が頑張っていただいていることがよく分かりました。ありがとうございます。子どもたちの大切な命を守るために、必要な対策を着々と実施していただけていることを感謝いたします。財政的な面もあると思いますが、さらに優先的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

1問目の質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

再開を午後3時20分といたします。

（午後3時05分 休憩）

（午後3時20分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎議員。

○13番（山崎有子君） 2項目めの質問、一般質問をさせていただきます。

自治会活動におけるこれからの課題について。

災害が多発している昨今、災害時はご近所の助け合いなくしては乗り切れません。また、地域の環境整備や日常発生する生活上の問題解決、行政との連絡調整など、安心、安全なまちづくりになくてはならない自治会活動です。何としても継続していかなければならな

いと考えています。

私は、令和3年第5回定例会において、高齢化で困難になっていく自治会活動について一般質問をいたしました。その際、令和3年11月に各自治会に対して活動状況に関するアンケートを実施する、今後各課が掌握する者以外のケースがないかも調査していく、その結果を基に精査していくとの答弁をいただきました。

1問目の質問させていただきます。

アンケートは、いつ、どのような方法で行われ、回収状況はどうでしたでしょうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、1点目のご質問にお答えさせていただきます。

当該アンケートにつきましては、行政側においては自治会活動の現状についてを把握し、各自治会としても他の自治会の状況を相互に共有化し、課題等の確認を目的として実施され、令和3年9月の野洲市自治連合会役員会でのご承諾をいただき、同年11月から各自治会へ発送し、同年12月末までに集計したもので、89自治会、小篠原自治会だけが3つを1つとして算定しております。に送付し、88自治会から返答いただいたものです。

結果につきましては、令和3年12月に第一報として概要を、令和4年3月の自治連合会役員会では詳細について報告後、各自治会へも送付させていただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。

そのアンケートの結果報告書から確認された課題について伺います。大変詳しいアンケート調査でありましたので、多岐にわたっていますが、主な課題点を挙げていただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 2点目の質問にお答えさせていただきますが、併せて行政としての対応についても同時にお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。分かりました。それも含めてお答えさせていただきます。

2点目の質問にお答えさせていただきます。

当該アンケートの設問の中で、役員のなり手がいない、役員の負担が多い、役員が高齢

化し活動に支障を来している、行事、活動への若者の参加が少ない、行政からの依頼事項が多い、の項目について困っていると回答された自治会が多いことから、これらが自治会における大きな課題と認識しております。

そこで、市からお願いしている業務、行政からの依頼事項が多いについて、配布物の軽減や役員の集約化等の可能性について関係所属と協議を行い、改善策について検討してまいりたいと考えております。

ただ、配布物につきましては市民の方にとっても必要な内容もあり、また行政側からの配布物のみとは限らないこともご理解いただければ幸いです。

そして、市でお願いしている自治会における活動につきましても、その事業実施に関する実態について、それぞれの所管課と協議いただき、必要に応じ、可能な範囲での簡素化や、自治会内での役員の集約化についても併せてご検討いただければと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。

配布物につきましては私自身も調べましたところ、確かに行政からの配布物の割合は多くないことが分かりました。また、知りたい情報が個人によって異なることもありますので、それ自身の削減はなかなか難しい課題かと思いました。

また、市から自治会に依頼している業務について、役員の集約化等の可能性について、関係している所管課と各自治会がというのはなかなか難しくあり、市民部協働推進課としても協議をお願いしたいかなと思いました。

3問目、質問させていただきます。

各自治会では、1年ごとに自治会長が交代する自治会が48.9%、2年後ごと交代が50%でした。2年あれば改善点も見えるかもしれません、新役員は引き継ぎが精いっぱいで、余裕もないまま1年の仕事を終えてしまうというのが繰り返されているのが実情ではないでしょうか。自治会活動に関して、自治会長同士の情報交換を行うことが必要ではないか。課題を共有化することが大切ではないかと考えます。そのような機会が持たれているか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 3点目のご質問にお答えさせていただきます。

行政を含めた自治会長同士の意見交換については、重要な役割を果たすと認識しております。

ます。

実際、令和元年度までは野洲市自治連合会において、日帰りの先進地研修及びその後の意見交換を兼ねた懇親会が開催されていました。先進地研修に参加された自治会長は約4割程度でしたが、参加された自治会長からは刺激になった、参考になった等の意見をいただいておったところでございます。

その後、コロナ対策のために中止しておりますが、今後コロナの感染状況により、野洲市自治連合会にて再開されることもあるかとは考えております。

実際、ご質問にあったアンケートにおいても、野洲市自治連合会主催の視察研修については、過半数の自治会様から参加について前向きな回答をいただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 残念ながら、コロナ禍で研修会も会議も行われていなかったということなんですねけれども、今後コロナの様子を見て再開されるということで、それを期待しております。

また、その中で、自治会によって大変実情も違うと思いますので、似たような自治会で何かお話し合いができるような場を持つていただけるとありがたいんですが、再質問ですが、そういうことについてはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） おっしゃっているとおり、新興団地、また新興団地であっても30年、40年前の新興団地と昨今の新興団地、または農業が多いところ、いろんなケースがございます。今後、自治連合会で研修をするときに、そういうような再開されたときにでも、どういう方法がいいのかというのを自治連合会さんともお話し合いしながら考えていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。問題を共有化されて、いい解決方法をそれぞれの自治会が見いだしていくことを願っております。今後も、市民部協働推進課を中心に市民の皆さんとの声を聞き、若い世代にも引き継いで、発展できる自治会活動を後押ししてくださるようお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第11号、第11番、服部嘉雄議員。

○11番（服部嘉雄君） 第11番、服部嘉雄でございます。

私は、まず1点目に渋滞の解消等道路問題についてお伺いしたいと思います。

ちょうど1年前、昨年の第5回定例会におきまして、新しく議員となさせていただいた初めての一般質問に際しまして、交通渋滞の問題を取り上げさせていただきました。

この今議会、先日議会へ出席するために、自宅から市役所へ向けて車を進めておりましたら、カーナビに渋滞状況が赤い線で表示されるわけでございますけれども、野洲市内におきまして、国道8号線御上神社前交差点付近、これはもうしょっちゅうでございますが、それから大篠原村田製作所付近の国道8号、そして市役所の周辺、大畠交差点から野洲川橋にかけまして、あるいは竹生口交差点から川田大橋、富波甲北交差点から辻町にかけて、北交差点から大篠原西池前交差点に向けて、それから久野部交差点付近、それから行畠隧道付近、近江富士の希望が丘口交差点付近などがこの赤色で表示されておりまして、1年より混雑がひどくなっている気がいたします。やはり、結構この渋滞の問題というのは市民にとって非常に毎日の問題で身近な問題でございます。また、SDGsの観点から考えましても、環境問題、やはり燃料の無駄な消費とか、いろんなことで問題があるよう思います。

そこで、まず1問目でございますけれども、市内道路の渋滞解消に向けたハード面での対応についてお伺いをしたいと思います。

昨年質問したときに、都市建設部長からは、国8バイパス、大津湖南幹線等の早期完成に向けて国、県と連携して取り組んでおりますと。また、県道木部野洲線の久野部交差点の改良工事にも取り組んでおりますと。さらには市道市三宅竹生線の先線、市道市三宅妙光寺線への接続や、県道小島野洲線への接続も視野に入れているとの回答をいただいたおります。

ちょうど1年経ちました。この1年経ちまして、道路建設については随分完成も進んで、いずれも完成はしておりませんが、随分進捗してまいりました。また、市の状況としても、新病院の建設場所がほぼ決まってたり、あるいは県立高等専門学校の位置も決定するなど、状況も随分変化してまいりました。

このあたりの要素も踏まえて、道路整備の現状と見通し、今後の見通し等について再度お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 服部議員の渋滞の解消等道路問題についての1点目のご質問にお答えをいたします。

現在、野洲市内や周辺で整備等に向けて取り組みが進められております主な道路の状況でございますが、まず、国道8号野洲栗東バイパスにつきましては、野洲市域の用地につきましては全ての地権者の方々のご協力をいただくことができました。現在、国が令和7年秋までの供用開始に向けて事業を進められているところでございます。

次に、大津湖南幹線につきましては、比江工区において全ての地権者の方々のご協力が得られ、現在は集落内での道路改良事業が進められているところでございます。

また、木部工区では右折レーン設置のための追加買収が必要なため、対象となります地権者の方々にご協力を依頼しているところでございます。

本道路につきましては、滋賀県が県道野洲中主線までの区間を令和6年の供用開始に向けて事業を進められているところでございます。

次に、県道木部野洲線につきましては、滋賀県が令和6年の工事完了を目指し事業を進められているところでございまして、現在は、議員もおっしゃっていましたように、県道大津能登川長浜線と交差する久野部交差点の改良工事を施工されているところでございます。

次に、大津湖南幹線の近江八幡市方面への延伸となります中部湖東幹線につきましては、昨日の奥山議員のご質問に答弁申し上げましたとおり、昨年度から滋賀県が近江八幡市域の野村町、小田町、元水茎町、牧町で測量を実施されており、今後は測量結果を基に道路構造や道路予定地の範囲を検討いたします道路予備設計を行われる予定であると伺っております。

次に、国道8号の東近江区間につきましては、本市と近江八幡市、東近江市、竜王町、愛荘町の3市2町で構成をいたします国道8号東近江区間整備促進期成同盟会におきまして、構成市町が一丸となって国道8号の一体的で切れ目のない道路整備を実現するために、調査区間として指定されるよう、継続して要望をしております。

今年度は、期成同盟会の総会で承認をいただきました構成市町に立地する企業、事業所の意向等を把握するアンケート調査の実施を予定しております。

次に、県道野洲中主線と国道8号の交差点から竜王インターチェンジを結ぶ（仮称）野洲竜王線についてでございますが、この道路は、野洲・湖南・竜王総合調整協議会におい

て、広域交通ネットワーク要望として滋賀県へ要望している（仮称）野洲竜王湖南広域幹線道路の一部をなす道路でございまして、現在は、事業を進めるに当たり、道路整備による効果、ルート及び構造等の調査、検討を行う必要がありますことから、滋賀県と構成の2市1町による勉強会の立ち上げに向けた準備を進めているところでございます。

次に、市が取り組んでおります事業といたしましては、市道市三宅竹生線につながる道路といたしまして、（仮称）市三宅妙光寺線バイパス道路概略設計業務を本年10月に発注をいたしまして、11月下旬には現地の測量調査を終えたところでございます。今後は複数のルート案を検討し、地元のご意見も伺いながら、その中から当該バイパス道路の最適な法線を決定していく予定をしております。

なお、当該バイパス道路が接続されると、市三宅自治会内の道路の負荷軽減だけでなく、野洲駅北口周辺や北野小学校周辺道路を通行することなく、竹生口交差点から県道大津能登川長浜線や国道8号野洲栗東バイパスにアクセスできる道路としての利用が期待でき、今後開校が予定されております県立高等専門学校周辺の道路交通網の充実を図る道路としても効果があると考えているところでございます。

また、県道小島野洲線に接続いたします構想道路の計画につきましても、今後の検討課題として認識をしておりますが、想定しております道路法線上に位置いたします事業所跡地の埋設保管物の撤去完了までにまだ相当の期間を要すると聞いておりますので、現段階では、先ほど申し上げましたバイパス道路の整備を優先することが最善と考え、事業の進捗を図っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） 去年質問してから1年の間に、随分いろいろ進捗しておるなど、そしてまた、計画法線についてもいろいろ設計あるいは期成同盟をつくって進めておるとか、いろいろな状況が進んでおるなというふうに感じるものでございます。

そこで、少しだけ再質問をさせていただきたいと思いますが、今大体ずっと言われたんですけれども、今のは高専建設に向けて、いわゆる野洲北口線の先線ですね、今の市三宅の集落内、都市計画道路の部分、これも前回の定例会で質問させていただいたと思いますが、その辺についてはどのようなことになっておるのかなというのがまず1点。

それから、もしこれは都市建設部じゃないのかもわかりませんけども、高専の建設なんかに向けて工事が進んでいくとなったら、今のそういう道路、改めて工事車両とかの通行

とかということも出てきますので、そういうのに向けて間に合うのかなと、あるいはその辺も間に合わせていただきたいなというようなこともありますし、それから渋滞で申しますと、いわゆる県道小島野洲線の野洲川橋の西詰め交差点なんかも、状況的に非常に朝夕混み合います。正直あの五叉路、ややこしい変則の五叉路になっているところというのは、もう車同士がにらみ合いといいますか、戦争状態みたいな、通られたことがある方はご存じかと思いますけれども、非常に危のうございます。あの辺のところについても、県道ですので、当然また県のほうへ要望していくということになろうかと思いますけれども、その辺のところについても、もし考えておられることがあつたらお伺いしたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、再度のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目が北口線の整備のほうでございますけれども、これにつきましては以前もお答えを申し上げたと思うんですけれども、野洲市と守山市にまたがります道路ということでございますので、これにつきましては県での整備ということを念頭に県のほうに継続して要望させていただいているところでございます。おっしゃっていただきますように、県立高専の設置が決定いただきましたので、よりこの道路の重要性というのが増してくるのではないかというふうに思っておりますし、また、関係機関と連携して要望活動を行つてまいりたいというふうに考えております。

そして、2点目が、高専の工事等が始まったときの工事車両でございますけれども、そのときの通行できる道路の状況、新しい道路ができているかどうかといいますと、ちょっとそここのところはまだ分かりませんけれども、当然地元周辺の自治会さん、住民の方にご迷惑にならないように十分な配慮をしてルート等、工事車両の通行ルート等を調整するというふうな形になってくるかと思います。これは、高専につきましては県のほうが整備されることになりますし、また併せてその隣接地で、市のほうが防災ステーションの整備も予定をしてございますので、そういったところをしっかりと連携を取つて、地元にご理解いただけけるように調整をしてまいりたいと考えております。

3点目の野洲川大橋の西詰めの変則五叉路でございますけれども、これも議員もご承知のとおり、おっしゃっていただきましたように、非常に複雑な構成といいますか、形になっておりまして、課題であるということは十分認識をさせていただいておりますけれども、ここにつきましては、関係しますところ、国交省野洲琵琶湖河川事務所さんになる

かと思ひますけれども、ですか滋賀県、それから守山市さん、当市野洲市等関係する自治体、行政機関、こういったところが複数ございますし、いろんな、どういいますか道路構造的にも堤防の関係もございますし、非常にハードルの高い課題であるというふうな認識をしているところでございます。

これにつきましては、たちまちは今先ほども申し上げました国道8号野洲栗東バイパスでありますとか、大津湖南幹線でありますとか、新たな幹線道路の整備が目前に迫っているというようなことで、この道路の供用開始を一日も早く迎えられるように、私ども国や県と連携いたしまして取り組み、そしてその後の交通の状況等をまた十分注視をさせていただいた中で、また対応が必要であるということならば、関係機関との協議をさせていただくと、そういうような判断をすることになるのかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） ありがとうございます。渋滞解消あるいは事故防止に向けて、また万全の対策というか、ハード面での整備に向けて頑張っていただければというふうに思います。

それでは2点目のはう、ソフト面での対応ということでお伺いしたいと思います。

1年前の同じ議会のときに、市民部長に対して私は、市内によく渋滞する交差点の状況をつぶさに調査して現状の把握を行えば、答えが見えてくるのではないかと申し上げ、また、感應式交差点でも何かすぐに反応して、あんまり待たなくてもいい交差点もあれば、いつまでも長く待たされるところがあると申し上げました。

この1年間で、このような現状を十分観察、調査いただいたでしょうか、また、その結果、何か渋滞解消に向けた取り組みが行われたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 2点目の質問についてお答えさせていただきます。

市といたしましても、信号機に関する自治会等からの意見については、信号機を所管する滋賀県警察に要望しているところでございます。

野洲市内における信号機の時間調整については、野洲市内のみならず、他市部も含めた広域の交通の円滑化を目的として、滋賀県警察にて総合的に検討、判断されており、また、渋滞解消には信号機の時間調整のみならず、各種規制の改善も必要である可能性もあることから、信号機の時間調整だけでは野洲市内の渋滞解消への対応は困難な部分がございま

す。

しかしながら、国においては交通量に関するデータを保持していることから、そのデータの提供を受け、そのデータ内容について十分に精査し、必要な対応策等について関係機関と協議連携し、滋賀県警察等に要望していきたいと考えています。

また、市としても現況を鑑みると、渋滞解消については交通量の絶対量を減少させることが必要であることから、令和5年度に策定予定の野洲市公共交通計画において、市民の交通手段を自家用車から公共交通機関へ促進する施策について検討することで、渋滞解消の一助としたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） ありがとうございます。いろいろ渋滞解消に向けて、関係各所と連携してご尽力いただいているというふうに思いますけれども、私もずっと実はもう6年ぐらい前から介護施設の送迎を毎日行っているときは、80キロから100キロぐらい市内を朝夕中心に走らせていただいておりますので、市内の各所の交通の状況をつぶさに見ておると思っております。

例を挙げて言いますと、例えば久野部交差点10台ぐらいしか進まへんと。今でもそうです。やっぱり何で進まへんのかずっと観察していると、例えば青がそれぞれ30秒、30秒やとしますと、そやけど、前赤の部分がやっぱり5秒ぐらいございますね。それで、いうと、それを例えば40秒とか1分とかにすると、それでもインターバルは5秒ですから、やっぱりその分でもうちょっと進むようになるんじゃないかというのが私の思いですよ。それとか、例えば歩行者信号が大体野洲へ向けて、駅へ向けて行かれる、歩いて、自転車の方多いわけですよね。そうすると、歩行者の方、もうちかちかしていくても進むわけですよね。そうすると、結局左折しようとしている車というのはなかなか進まへん、ちかちかが終わってからしか進まへん。するともう2、3台しか進まへんというようなことになってしまって詰まってしまうというふうな、細かいこと言うたら、そういうようなことの積み重ねで、ずっと一日中混んでいるような気がいたします。

例えば、国道と市道との交差点でしたら、国道の歩行者信号というのはもう早うにちかちかして赤になります。それから、結局左折なり右折なり結構な車が進めるような時間差設定がしております。国道の場合、例えば2分対30秒とか、10秒とか、20秒とか、非常に人のほうが短くなりますからそういうことができるんですけども、そやけど、例

えばそういうことを一つでも、そういう時間設定一つでも、いろいろ現場を見て調査したら、そういうことが見えてくるんじやなかろうかということを私は提案をさせていただいておるということでございますので、もちろん自治会からそういう要望が上がってきたらということでおっしゃっていただきておるんですが、もちろん自治会から上がってくる意見も大切やけども、交通安全担当課として、そういう、何ですか、現場を見て、私、前も提案させていただいておりますけども、系統式の信号とか、今言うたような信号の時間の運用であるとか、そういうことを考えるだけでも、相当量渋滞の解消に向けて考えられるんじやなかろうかな、そういうことを提案していただいたら、また市で政治家、市長なり議員なりいろんな政治力で、またそういうことを県なり国に要望することもできるであろうし、国、県要望とか上げさせていただけることもあるうと思いますので、ぜひともまた担当課でも頑張っていただければなというふうに思いますが、その辺、ちょっと再質問させていただきますので、お答えをいただければありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君）　長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君）　ちょっと先ほど少し申し上げました交通量に関する国のデータ、いわゆるビッグデータと言われるものでございまして、それは各一定の機器、ＥＴＣ等の機器のデータで、スピードで、渋滞している箇所とかを全部把握するデータが国のはうは持っておりますので、一度それを使って、議員のおっしゃっているとおり野洲市の渋滞する箇所についての、大体感覚としてはおっしゃっているとおりだと思うんですけども、そういうところを抽出しながら、必要な対策について関係機関と協議をしていきたいなとは思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　服部議員。

○11番（服部嘉雄君）　ありがとうございます。何より、やはり市民の強い願いがあると思います。渋滞解消に向けて頑張って取り組んでいただければというふうに思います。それでは、2つ目の質問のほうに移らせていただきます。

乙窪工業団地におけるイオンとの賃貸借契約についてお伺いしたいと思います。

まず1点目、契約内容等についてお伺いいたしたいと思います。

乙窪工業団地に位置しますザ・ビッグエクストラ野洲店は、市内でも最大級のショッピングセンターとして、10数年前に以前はイオンスーパーセンターとして開設されまして、2011年6月に、ディスカウント形態の店舗ザ・ビッグエクストラ野洲店として、これ

はザ・ビッグエクストラとしては国内で1号店やったというふうに聞いておりますけれども、野洲店として再オープンし、現在では野洲市内のみならず、近隣市町から買物客が多数訪れております。

この店舗が立地する土地は、当初は工業団地として中主町の時代に造成され、企業誘致が図られましたが、景気低迷とか、あるいは経済環境等によりまして思うように企業進出が図られなかつたため、イオンとの賃貸借契約により大規模ショッピングセンターが立地したという経過があるよう聞いております。

現在締結されている契約内容等についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　それでは、服部議員の乙窪工業団地におけるイオンとの賃貸借契約についての1点目、契約内容についてお答えいたします。

契約の形態は、事業用借地権設定契約、契約締結日は平成19年11月16日、契約の相手はイオン株式会社でありまして、次にイオントリテール株式会社へ、その後現在のイオンビッグ株式会社へと継承され、現在に至っております。

所在地は野洲市大字乙窪字長縄480番地1他14筆、面積は5万1,695.74平方メートル、存続期間は令和9年11月19日までの20年間であります。

賃料としましては、減額改定を一度行いまして、現在月額875万7,220円となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　服部議員。

○11番（服部嘉雄君）　ありがとうございます。

ちょっと再質問といいますか、今契約内容をずっとお伺いしまして、平成19年から令和9年までの20年間であると。ただ、途中会社の名前が何回か変わっている中で、減額交渉があつて減額されておるということでございますが、それまではそうすると、もうちょっと、875万毎月よりも若干高かったということですか。もし支障がなければ、いくらから下がったのかというようなことをお願いします。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　賃料の改定が行われましたのが平成23年4月でございまして、それ以降、先ほど申しました金額になっております。それ以前は、月額で922万6,360円でございます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） そうすると、ちょっと再々質問ですが、今分かるかどうか分かりませんが、約50万ほど下がっているということですね、月額でいうと。これはやはり向こうの業務不振が原因やったということでございますか。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 業績不振というよりは、経営の中でいろいろな経費もかかりますので、少しその辺を安くしていただけませんかというイオン側からの申し入れがございまして、そこで協議をした結果になっております。

もともと坪単価でいきますと、平米当たり590円だったものが、以降560円、坪当たり560円ということで改定しているということでございます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） 2点目のほうに移らせていただきます。

地域経済における役割につきましてお伺いしたいと思います。

このような大型店舗が立地したことに伴いまして、これはもう10数年前の話でございますが、従来旧中主町エリアにあった個人経営の小売店舗はほとんど姿を消しております。今後、万が一将来においてザ・ビッグエクストラが撤退等をした場合には、買い物難民が続出しまして、地域にも大きな影響があると考えられますが、このような点については市としてはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君） 2点目のご質問にお答えいたします。

今のザ・ビッグエクストラ野洲店は、第2次野洲市総合計画にもありますように、その立地場所は本市の北部拠点地域を中心に、市民の生活を支える商業地となっております。また、雇用の面におきましても地域にご貢献いただいているということなど、現状を勘案しますと、本市の地域経済にとって大きな役割を担っていただいているという認識でございます。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） 3点目のほうに移ります。

契約更新の可能性についてということでお伺いをしたいと思います。

まだ令和9年まで相当、5年ほどあるわけでございますけれども、契約期間の満了が近づきましたら、双方が合意すれば再度契約に向けて協議するというふうなことになろうか

と思うんですが、やはり今も申しましたように、買い物難民とか、あるいは地域の雇用を守るためにも、やはり継続して業務を続けていただけますようにお願いしたいわけですが、その点について、市としての再契約の契約更新に向けての考え方等をお伺いいたしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　3点目のご質問にお答えいたします。

最初のご質問でもご指摘いただきましたように、当初の整備目的からいたしますと、工業団地としての土地利用を図ることになりますけれども、先ほどのご質問でもお答えしましたとおり、現状を見ますと北部地域の拠点の中で商業機能として定着しておりますので、当分の間工業団地としての分譲を行うことは考えておりません。

このことから、先方のご意向にもよりますけれども、契約期間満了となる令和9年度までに新たな契約に向けた協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君）　服部議員。

○11番（服部嘉雄君）　ありがとうございます。

よくテレビの報道なんかでも、結構イオン、大きなショッピングセンターができた、そやけど、もう急に撤退して地域経済が崩壊するというような事例も目にしておるわけでございます。そういうことのないように、ひとつご努力いただきたいと思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川泰宏君）　次に、通告第12号、第10番、山崎敦志議員。

○10番（山崎敦志君）　第10番、新誠会、山崎敦志です。今回、2点質問をさせていただきます。

1問目、市内景観について。

野洲市には、平成24年に制定された以下のような条例が存在します。私たちのまち野洲は、三上山を中心とした山地、河川、琵琶湖など、美しい自然景観、広がりのある田園景観及び神社、仏閣などの歴史文化景観、これらが調和して野洲らしい景観を形成している。美しい景観は、かけがえのない市民共有の財産であり、これらの景観を守るため、次世代へと引き継いでいくことは私たちの使命である。私たち一人ひとりがふるさと野洲への愛着と誇りを持ち、みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまちを目指し、ここに野洲市景観条例を制定するとなっております。3条には、市は良好な景観の形成を図る

ため総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。2、市は良好な景観の形成に関する施策の策定並びに実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。3、市は道路、公園、その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすように努めなければならない。市は市民及び業者が良好な景観の形成に寄与することができるよう、景観に関する知識の普及を図る等必要な措置を講じなければならないと市の責務が定められております。

そこでまず、市長のほうにお伺いします。

市内の景観について、ご認識を伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 山崎議員の市内景観についての1点目、市内の景観の認識についてのご質問にお答えいたします。

本市には、三上山をはじめとする山々から、広がりのある田園を流れる野洲川、家棟川などの河川を経て、琵琶湖へとつながる美しい自然景観や田園景観、さらに御上神社、兵主神社、各種伝統行事など、趣のある歴史、文化景観など、野洲独自の魅力ある景観が数多く保全されております。

また、市では野洲市景観条例で規定されている責務を果たすため、野洲市景観計画において建築物の形態、意匠、色彩等の制限を定めたり、野洲市屋外広告物条例において、屋外広告物の掲出に当たっての規制を定めたりするなど、良好な景観形成に向けた様々な施策を展開しております。市民や事業者の皆様には、これらの景観施策にご理解とご協力をいただいており、そのおかげでおおむね良好な景観が形成されていると考えております。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） ありがとうございます。

条例によって、住民、事業者等それに準ずる私たちも企業の周辺道路とか河川とか、ボランティア的に週に1回とか月に何回かごみ拾い活動をやられている事業所もございますし、よりよいまちをつくっていく、そういう指導を続けていただきたいと思います。

それで、2点目としまして、市民の方々よりちょっと聞いたことでございますけれど、マザーレイク環境維持に湖岸の整備に努められておられるが、特に「あやめ浜」の環境整備について、「びわ湖の日」にボランティア清掃が毎年、コロナ禍では縮小されていますが、実施されています。気候の変化により、年中湖岸に漂流物が溜まり、また防風林周辺の除草等については漁業組合員を中心に実施されていますが、高齢化になり、今までどお

りの作業ができない状況になっています。市としてどのような対応を考えられているか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君）　吉川環境経済部長。

○環境経済部長（吉川武克君）　それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

湖岸の美化清掃につきましては、これまでから地域の皆様をはじめ各事業所様の活動によりまして、良好な湖岸の環境維持保全にご尽力いただいておりますことに、まず感謝を申し上げたいと思います。

今回、ご指摘いただいておりますあやめ浜でございますが、管理区分で申しますと、浜辺エリアにつきましては滋賀県が所管されておりまして、松林のある防風林周辺エリアにつきましては独立行政法人水資源機構様が管理されております。それぞれ適正に管理いただいているというところでございます。

これに加えまして、今議員ご指摘のあった中主漁業協同組合の方をはじめ、地元地域の皆さんによって、日常的に漂着するゴミの除去あるいは管理の行き届きにくいエリアの除草などをしていただくことで、現状の環境が維持できているといったのが現状でございます。

この他、環境基本計画推進会議えこっち・やすといった市民活動団体が琵琶湖の環境を守る観点で、琵琶湖岸だけでなく市内全域の環境保全にご尽力いただいております。

しかし、こうした市民活動の中心的な役割を担っていただいている地域の方々も、ご指摘のように高齢化によりまして、今までと同じ作業方法では活動が困難な状況になっているというふうに私も聞いておりますし、そのように認識しております。

こうしたことから、環境保全活動の継承や活動の支援の方法を検討する必要があるというふうに考えております。

また、琵琶湖の環境を保全する観点からも、県や水資源機構、あるいはその他関係機関と協議しまして、将来にわたって持続可能な湖岸の環境保全のあり方を検討していく必要があるというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　山崎議員。

○10番（山崎敦志君）　ただいま環境保全活動の継承、活動支援、方法を検討するという答弁いただきました。やはり今後環境を維持していくためには、その近場に住まわれている地域の方、漁業従事者ないしはレジャー産業の企業さん、そういうものを全て意見を

聞いて、積極的に参画してもらえるような対策を検討していただくようお願いしたいと思います。

次に、質問としては、市内に国、県、市有地が点在していますが、隣接住民のボランティアで清掃の際、除草作業が行われております。支援がいただけない場所は景観を損なう状況があるが、対応についてお伺いします。場所については野洲川河川運動公園入口関係、県道、市道、歩道周辺、県道の小島線周辺、あと市三宅小南線、その辺がかなりひどい状況があったと私認識しておりますので、その辺についての対応をお願いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、山崎議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

まず、野洲川河川公園出入口付近の公衆トイレ周辺の除草についてでございますけれども、当該箇所につきましては、下の新田緑地という都市計画緑地でございまして、この除草につきましては、隣接の事業者の方や地域住民の皆様にご協力をいただいておりますが、本来都市計画緑地でございますので、市が適正に維持管理すべきと考えております。ただ、緑地面積が広大で、傾斜地もあり、十分な除草ができていないのが実情でございます。

このようなことから草が生い茂り、通行や景観に影響を与えていたる野洲川河川公園への進入路であります市道沿いの区域につきまして、本議会で除草委託料の補正予算案をご提案させていただいております。当該予算をお認めいただきました際には、年度内に除草を行い、当緑地の良好な景観形成を図ってまいりたいと考えております。

次に、県道、市道の管理についてでございます。

まず、県道小島野洲線の歩道周辺の土地についてでございますが、ここにつきましては無番地の土地でありますて、管理者が不明確となっておりますが、県道沿いで通行上支障を来すことから、滋賀県南部土木事務所が路肩を年2回、5月末と9月末に除草をいただいているところでございます。

また、この土地は用水路もありますことから、用水路を管理されております野洲川土地改良区と協議を行いまして、県道の路肩より用水路側を8月末に一部除草をいただき、残りの用水路沿いにつきましては、非かんがい期の10月に除草をいただいたところでございます。

次に、市が管理しております市道市三宅小南線の路肩部分につきましては、交通災害を防止する観点から、通行に影響いたします路肩50センチメートル程度を対象としたしま

して、道路河川課作業員等により除草作業を進めているところでございまして、対応し切れない箇所につきましては、農業関係者の皆様や自治会の皆様により奉仕作業のご協力もいただいているのが現状でございます。

県道、市道につきましては、原則年1回の除草対応でございますが、実施後にも草が繁茂することがあり、通行の支障や事故防止の観点から、必要に応じて職員より直接対応をしているところでございます。

路肩の除草管理につきましては、ご指摘のとおり景観の観点も非常に重要であると考えますが、道路管理者といたしまして、まずは通行の安全確保を第一に対応しているのが現状でございます。

なお、景観も含め適切な管理を行うためには、道路の路肩におきましては草が生えにくい構造にするなどの何らかの対策を検討することが今後の課題であると認識をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） 詳しく報告いただきまして、ありがとうございます。

野洲川河川運動公園の入口のほうなんですけれど、今言われた新田緑地ということで都市計画課の方が除草をやられていると答弁いただきました。野洲川河川公園の指定管理者制度になるまでは、その人の善意かどうか分かりませんけれど、管理グループの方が運動公園を刈り取る草刈りとか、そういうようなものがありますから、その部分をいつも整理されていた、草刈りやられていた。また、地域でも河川愛護のときにその林のトイレ周辺、みんな使うからというので、草刈りを自主的にやられていた。それが近年希薄になって、もうそのような雑草が伸び放題の状態になっていたのを見て、今回指摘させていただいているんですけど、指定管理者制度になってから、今の新田緑地と言われるところは管理に入れられないのかどうか、その辺検討可能なのか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、再度のご質問にお答え申し上げます。

今の緑地のところでございますけれども、議員おっしゃっていただきましたように、指定管理者に委託しておりますエリアの中には含まれていないということでございます。議員もおっしゃっていただきましたように、以前野洲川河川公園の管理事務所の職員の方が除草していただいていたのは、恐らくその方の善意というとあれですけれども、自発的

に行っていただいていたのではないかなというふうに思います。

今、指定管理者の対象エリアの中に入れることができないというふうなお話を頂戴いたしました。一度ちょっと持ち帰りまして、そういうことが可能であるかどうか、これはまた相手方の体制の問題等々もございますので、そういったところも踏まえまして一度検討していきたいなというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） もう一点、私も気になるところが奥山議員も道の路肩というので、ちょっと別の県道のほうを言われていたんですけど、市三宅小南線、特に江部地先から北村のほうへ行くまで、住宅を越えたところ、道路と河川があって、路肩にずっと草が生えて、先ほども周りのそういうところは職員で刈られているというようなことだったんですけど、やはり安全面からいって、今後湖南幹線が開通する時期になりますと、先ほど、この前、奥山議員のときの県道線は通らないようにまた要望するということだったので、当然こちらの今の体育館のほうからこちらへ抜けてくる道が接続、幅広い道になります。やはり交通量が増えると予想される市三宅小南線や、路肩が反対側が川ということで除草もやりにくいという部分について、今後いろいろな交通問題が出てくることも含めて、路肩改修をやって歩道なり幅員を広げる、そういうような計画は検討できるでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、再度のご質問にお答えを申し上げます。

町内のこの市三宅小南線につきましては、前回の議会のときに奥山議員のほうからもご質問いただいているところでございまして、今山崎議員おっしゃっていただきましたように、大津湖南幹線が供用開始されると、県道野洲中主線を経由して市三宅小南線を通る車というのも当然増加することが予想されるところでもございます。

また、総合体育館横では、市民病院の整備に向けて市のほうで検討を進めておりまして、今関連する議案のほうを予算を提出させていただいているところでございますが、仮にこちらで病院を整備することになりますと、またそういったことも含めて通行の現状等はまた変わってくる可能性があるのかなというふうには認識しているところでございます。

この道路につきましては、前回も申し上げましたように都市計画マスタープランの中で

地域内幹線道路という位置づけをしておりますので、当然歩道整備等を今後考えていかなければならぬ道路の位置づけというのはされているところでございますが、現状では市街化調整区域の中を通っている道路でございますので、具体的な計画というのは今は持ち合わせていないというのが現状でございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、今後そういった環境の変化がなされる可能性が当然予想されますので、今後この道路の歩道整備等、今議員おっしゃっていただきました法面の草の対応も含めて、道路改良のほう検討していかなければならぬのかなということは考えております。

ただ、今先ほどの服部議員のご質問でお答えしましたように、まず市三宅妙光寺線の先線のバイパスのほうを市道として整備を進めておりますので、そういった具体的な今計画を進めているところがございますから、そういった状況も見ながら、当然財政負担等も伴いますので、また適切な時期に検討を始めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） 道路整備というのはすぐにできるもんじゃありません。やはり、まちづくり、またそういう今後の計画に沿った形で、今市三宅妙光寺線のバイパス優先、それはもう今までの8号バイパスに関する流れの中で計画されているものであって、今後野洲の拠点をいろんな施設が体育館周辺にできると見込むならば、湖南幹線の延伸が、八幡側の延伸がまだであれば、その間はやはり市三宅小南線が交通量が多くなる。当然あの近辺の通学通路の道になる家庭もあります。体育館利用がありますので。その辺考えて、安全対策として、今後そういうマスタープランの中に、調整区域ですけれど何とかそういう整備を前向きに検討していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

2問目、急傾斜地等の点検について、市職員による台風等の接近時、急傾斜地住民に早期避難を呼びかけ、通過後、急傾斜地指定地域の点検が実施されて、被害状況の確認が行われております。大篠原地区、小篠原、妙光寺、東林寺、山出、北櫻、南櫻等、私の地元が大半ですけれど、しかし、大雨時点に点検範囲でない山崩れ等についてお伺いします。

山崩れ、国有林になるから森林管理署の管轄になると思うんですが、間違いございませんか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 山崎議員の急傾斜地等の点検についての1点目のご質問

にお答えを申し上げます。

山崩れは森林管理署になるのかについてのご質問でございますが、山崩れが発生した場所が国有林の場合は、管理者でございます森林管理署が対応することになります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） やはり、国有林ですからそのようなことになると思います。

急傾斜地山崩れ対策として、集落周辺には国有林は砂防ダム、今急傾斜地の中で言いました東林寺、山出の間には砂防ダム、国交省で設置されています。その辺で、その後住民要望とか、対応状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目のご質問にお答え申し上げます。

砂防ダムと思われる施設につきまして、滋賀県南部土木事務所に確認をいたしましたところ、該当する施設は砂防指定地域外に今存在をし、県が所有する砂防施設台帳にも掲載されていないとのことでございました。

したがいまして、何の目的で設置されたかを断定することはできませんが、土石流危険渓流の施設であることから、一般的な砂防堰堤と考えられます。

この場合、渓床を安定させる目的もあるため、満砂の状態でありますても、施設より上流側の勾配が緩くなることで土石流を抑えるものと伺っております。その旨につきましては、自治会さんほうにはお伝えをさせていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） 砂防ダムないしは山の中に堰堤を造られて、勾配が緩くなる、土砂を食い止めるというような南部土木の回答でありますけれど、山で堰堤やられて、砂防ダムとかやられて、当然そこには山崩れないしは土砂が溜まっていくと思います。

住民から少し声が出ているのは、やはり山肌の近くの川、例を挙げますと妙光寺地先の新川なんですけれど、イノシシ対策の柵があつたり大雨が降ると、山の瓦礫が流れたり砂が流れたり。どうしても一気水があると、砂防で溜まっている土砂まで新川の下流のほうへ流れてくると。その辺に対して、自治会で土砂の回収をやつたら、その土砂をどこへ持っていくのかとか、自治会でやらないかんのかというような問い合わせが来るんですけど、そういう場合はどのような対応をしたらいいのか、市の考えをお聞かせ願いま

すでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 再度のご質問にお答えを申し上げます。

通常は、河川愛護でありましたりとか県下一斎清掃等で、自治会さんのはうで対応いただいているというふうに認識をさせていただいておりますけども、おっしゃっていただきますように、例えば大雨で一気水となったときにはごみ等が流れてきて、柵のところにかかるて、そこが一定せき止めするような形になって、水があふれたりとか砂があふれたりとかというふうなことがあるというふうなことは、私どもも地元のはうからお伺いをしているところでございます。

その辺の対応につきまして、自治会さんで当然大変なところにつきましては、また市のはうにご相談いただきましたら、一緒に対応のはうは考えさせていただいて、市が担うところにつきましては、また市のはうで対応させていただきたいというふうに思います。

また、先ほどおっしゃっていただきました砂の処分ですとか、いろんな部分で分からぬことがございましたら、また私ども道路河川課のはうにご相談等いただければ、また対応のはう一緒に考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） 何せ自治会としてもどこへ相談に行っていいか分からんということで、いろんなところへ、県に聞きに行ったり、何かいろいろとされたみたいでけれど、相談窓口としてやっぱり市役所ということをもう一度伝えたいと思います。

3問目ですけど、山あいの隣接自治会による台風通過後の点検で山崩れを発見、数か所被害が出たと。住居周辺の復旧について、過去に復旧工事が実施された事象について、担当者は認識されているかということなんんですけど、妙光寺山で数か所台風によって山崩れが起こって、お寺の周辺については早期に対応されたということがあるんですけど、他のことについて、何か確認されている部分があるのか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目の（1）のご質問でございます。これにお答えを申し上げます。

平成25年の台風18号によりまして、妙光寺山の住居付近で発生いたしました山腹崩

壊につきましては、崩壊地が国有林でありましたことから、林野庁近畿中国森林管理局滋賀森林管理署におきまして、早期に保安林機能の回復を果たすことを目的に治山事業に取り組み、復旧をいただいたものと認識をしております。

なお、三上学区内では北櫻地先におきまして、現在滋賀県南部土木事務所におきまして、モヘ谷砂防堰堤の施工に向けた管理用通路の測量設計を進めていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） ありがとうございます。

今言われた堰堤づくりの南部土木で北櫻地先やっていただきて、実際その山側のところで、同じ台風18号で山崩れがした部分について土のうで押さえてあると。その先は住居も何もない田んぼないしは林ですから、大きな対策が今必要なのはモヘ谷の砂防工事というので、地元もそれに関してかなり期待をされております。自治会長よりも、もう測量やってもらっているから、こここの山の被害は少なくなるやろうというように期待されていますので、協力をよろしくお願ひいたします。

あと2つ目で、復旧困難な山あいについては、直接住民への被害がないために森林管理署が現状監視となっています。

ただ、近年100年に一度クラスの大河が続いたことにより、数年前の山崩れの山砂が川に流れ込み、堆積し、越水が発生しているため、市に対策要望しているが、国、県、市から要望に対する回答が出ていないと聞くが、それについてということで、実際、先ほどの部分で言いました新川のあののような形とかぶっております。実際、市として提出資料にはつけておきましたけど、森林管理署に多く堰堤の崩壊が見られていると。その辺も含めて、市として、何かそういう市民からの要望とかがあったか何か、そういうようなことはお聞きかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、3点目の（2）のご質問にお答えを申し上げます。

近年の線状降水帯等の豪雨によりまして、妙光寺地先の御池下流域におきまして度々普通河川の溢水が発生していることに対しまして、三上学区行政懇談会の場におきましても河川改修の要望をいただいております。

しかしながら、河川改修につきましては記録的短時間大雨情報が発せられるような昨今の降雨状況では、市内一円でこのような溢水が発生している状況がございまして、一朝一夕には実現が困難であるというふうな状況でございます。

このため、本市といたしましては、まずは市域全域において雨水排水に課題を抱えてい る地域を見極めるための調査を実施することによりまして、現状を明らかにしてまいりたいと考えております。

また、短期的には、今後も引き続き老朽化や排水機能に支障のある河川の修繕や、流下能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、妙光寺地先におきましては、昨年、今年と溢水被害が出ておりまして、地元要望もいただいておりますことから、可能な手当てを実施しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○10番（山崎敦志君） ありがとうございます。地元のパイプ役として出ている限り、いろいろな問題は話をされます。

今日、最後に、書いてないですが、市長にお願いがございまして、やはり景観を守るとか、住民のいろいろな問題がございます。職員さんが直接現地に行って草刈りやっていただく、ないしはそのような行動が今後も続くようであれば、やはりまちをよくする、まちづくり基金、かなりふるさと納税で寄附金がたまっております。やはり5年度から事業計画の中にその支出があると思いますけれど、見える、私、前も質問しましたけど、ふるさと納税された方が野洲へ来たときに、ああ、私こういうふうなのに寄附したから、ここら辺が変わりましたねというような環境面、景観について、しっかりとよく市長の言われるような維持ができるように、必要なところに予算をつけてやっていただきたいというので、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明8日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。本

日はこれにて延会いたします。(午後4時38分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年12月7日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 石川恵美

署名議員 村田弘行